

令和4年 第2回臨時会 第4回定例会

令和4年
第2回臨時会
第4回定例会

大和村議会議録

令和4年 11月 11日 開会

令和4年 11月 11日 閉会

令和4年 12月 6日 開会

令和4年 12月 9日 閉会

大和村議会

大和村議会議録

令和4年第2回大和村議会臨時会会期日程

11月11日（金）開会～11月11日（金）閉会 会期1日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	11月11日	金	本会議	開 会 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第45号 令和4年度大和村一般会計補正 予算（第3号）について 閉 会

第 2 回 大和村議会臨時会

第 1 日

令和 4 年 1 1 月 1 1 日 (金)

大 和 村 議 会

令和4年第2回大和村議会臨時会会議録

令和4年11月11日(金)

午前10時40分開会

1 議事日程

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第45号 令和4年度大和村一般会計補正予算(第3号)について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	市田実孝君	6番	勝山浩平君
2番	前田清和君	7番	中井文忠君
3番	重信安男君	8番	宮田到君
5番	藏正君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 主査 後藤美穂子君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院 幼君	教育長	晨原 弘久君
副村長	仲新城 長政君	教委事務局長	森 永 学君
総務課長	政村 勇二君	企画観光課長	早川 勝志君
建設課長	前田 逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島 武正君
教委指導主事	前田 剛君	保健福祉課長	早川 理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石 松美君	大和診療所事務長	松崎 泰郎君
住民税務課長	池田 浩二君	大和の園園長	勝 健一郎君

開会 午前10時40分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから、令和4年第2回大和村議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、中井 文忠君、8番、宮田 到君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は、本日の1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間で決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第45号 令和4年度大和村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議案第45号、令和4年度大和村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第3号）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る費用として、歳入歳出それぞれ3,889万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3,889万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,863万3,000円にしようとするものであります。

今回の補正は、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による補正でございます。

7ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1,254万1,000円を計上いたしました。

同じく、目2民生費国庫補助金は、子育て世代生活支援特別給付事業として2,135万円を計上いたしました。

款18繰入金、項1基金繰入金は、財政調整基金の繰入金として500万円を計上いたしました。

次に、歳出について御説明をいたします。

8ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目19地方創生臨時交付金事業、電力・ガス・食料品等価格高騰分は、村民を対象とした地域商品券及び事業者を対象とした事業者等支援助成金並びに発行までの印刷製本費の合計といたしまして1,775万円を計上いたしました。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費は、子育て世代生活支援特別給付事業における非課税世帯への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金2,100万円と合わせまして、関連いたします通信運搬費やシステム負担金の合計といたしまして2,135万円を計上いたしました。

款13予備費におきまして20万9,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（前田清和君）

おはようございます。先ほど全協から御説明いただいたんですけど、非課税世帯に1世帯5万円ということで、前回1世帯10万円で、これ、第2弾の国からの交付金だと、支給だと思っております。これちょっと確認なんですけど、その1世帯5万円に対して村内は400世帯余り、約4割から5割ぐらいの方々が非課税世帯にあたるということを知っております。それで、その非課税世帯において村の滞納整理に関連してなんですけど、滞納されている方々とかも非課税世帯の中に含まれているかもしれません。そういう方々に、これは国のお金なんで、村がどうのこうのは多分、それはできないと思うんですけど、例えば、1世帯5万円ありましたよね、そしてそれはその光熱費、電気、ガス、高騰物価対策ということで、自由に使ってくださいということなんですけど、滞納整理の中に、やはり1,000万、毎年1,000万余りの滞納があるわけです。その方々にね、もしその5万円の

うち幾らか滞納整理の一つとして、何割かとか、そういうのも検討できないというか、そういう手段もあるのかなと思って、それが一つの滞納整理につながっていくんじゃないかなと思うんですが、住民税務課長、どう思われますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

今、前田議員がおっしゃったように、この給付金を滞納整理などの分で、交渉の材料にしてもらえないかということなんですけど、まず、基本的にこの給付金は差押えが法律で禁止されておりますので、事前に押えるということは、まずできません。なので、本人の手元に一度給付した後にですね、我々が滞納がこれぐらいあるので、幾らかその中から、幾らかでもお願いできないでしょうかという、そういったお願いしかできませんので、そういったこの給付金、そういったお願いの材料にはなるかと思っておりますので、またそれは滞納者個別にですね、またそれは給付後にお願いをしていきたいと考えております。

○2番（前田清和君）

ぜひですね、全員が全員じゃないわけですから、何世帯かあると思うんですよ。その方々に個別に、給付する前にですよ、文書でも、直接行かれて、5万円支給されますけど、滞納整理に幾らかね、できませんかと、確約書みたいな、そういうのをやっぱり作ってですね、少しでもやはり滞納額が減る、一つの方法だと思うんですよ。ですので、それをぜひ検討していただきたいと思えます。できるできないは別としてですね、やっていただければなというふうに思っております。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（市田実孝君）

先ほど企画課長のほうから事業者等支援助成金ということで話を伺ったんですけども、中身によりますと、法人が13、個人が37件ということで伺いましたけれども、その認定にあたり、先ほどもちらっと話しましたけれども、事業主体がですね、個人だったら個人と、その方が村内において代表者名で申告されているのか。グループだからということのような判断をなさらないように、ちゃんとグループはグループで代表者が誰々で、村内で申告をしているとか、そういったのを捉えながら判断していただきたいと思いますが、改めておねがいたします。

○企画観光課長（早川勝志君）

事業者支援金につきましては、法人につきましては10万円、個人事業者に関しましては5万円の助成金を支給しようというふうに考えているところでございます。支給の方法につきましては、各、こちらのほうから広報をいたしまして、各事業者からの申請をもってですね、その申請を確認した上で、審査した上で支給をしたいというふうに考えておりますので、議員がおっしゃったことも含めて、審査をして給付したいというふうに考えております。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第2回大和村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 中 井 文 忠

大和村議会議員 宮 田 到

令和4年第4回大和村議会定例会会期日程

12月6日(火) 開会～12月9日(金) 閉会 会期4日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	12月6日	火	本会議	開 会
				1 会議録署名議員の指名
				2 会期の決定
				3 諸般の報告
				4 行政報告
				5 議案第46号 令和4年度大和村一般会計補正予算(第4号)について
				6 議案第47号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
				7 議案第48号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
				8 議案第49号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第3号)について
				9 議案第50号 令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
				10 議案第51号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
				11 議案第52号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算(第3号)について
				12 議案第53号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
				13 議案第54号 大和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
14 議案第55号 大和村職員の定年等に関する条				

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	12月6日	火	本会議	例の一部を改正する条例の制定について
				15 議案第56号 大和村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
				16 議案第57号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				17 議案第58号 大和村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				18 議案第59号 大和村職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				19 議案第60号 大和村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				20 議案第61号 大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				21 議案第62号 大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				22 議案第63号 大和村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				23 議案第64号 大和村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
				24 議案第65号 大和村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
				25 議案第66号 大和村福祉事務所設置条例の制定について
26 議案第67号 大和村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を				

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	12月6日	火	本会議	<p>定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>27 議案第68号 大和村子ども医療費助成の一部を改正する条例の制定について</p> <p>27 議案第69号 大和村敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>29 議案第70号 大和村敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について</p>
第2日	12月7日	水	休 会	
第3日	12月8日	木	休 会	
第4日	12月9日	金	本会議	<p>1 一般質問（5名） （午前）2番 前田清和 議員 1番 市田実孝 議員 （午後）6番 勝山浩平 議員 5番 蔵 正 議員 3番 重信安男 議員</p> <p>2 議員派遣の件について</p> <p>3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について</p> <p>閉 議</p>

第 4 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 4 年 1 2 月 6 日 (火)

大 和 村 議 会

令和4年第4回大和村議会定例会会議録

令和4年12月6日(火)

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第46号 令和4年度大和村一般会計補正予算(第4号)について

日程第 6 議案第47号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第 7 議案第48号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第 8 議案第49号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第3号)について

日程第 9 議案第50号 令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第10 議案第51号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第11 議案第52号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算(第3号)について

日程第12 議案第53号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

日程第13 議案第54号 大和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第55号 大和村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第56号 大和村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第16 議案第57号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第58号 大和村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第59号 大和村職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第60号 大和村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第61号 大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第62号 大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第63号 大和村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第64号 大和村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第65号 大和村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第66号 大和村福祉事務所設置条例の制定について
- 日程第26 議案第67号 大和村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第68号 大和村子ども医療費助成の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第69号 大和村敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第70号 大和村敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	市田実孝君	6番	勝山浩平君
2番	前田清和君	7番	中井文忠君
3番	重信安男君	8番	宮田到君
5番	藏正君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 主査 後藤美穂子君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君 教育長 晨原弘久君

副 村 長	泉 有 智 君	教 委 事 務 局 長	森 永 学 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企 画 観 光 課 長	早 川 勝 志 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	郁 島 武 正 君
教 委 指 導 主 事	前 田 剛 君	保 健 福 祉 課 長	早 川 理 恵 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君	大 和 診 療 所 事 務 長	松 崎 泰 郎 君
住 民 税 務 課 長	池 田 浩 二 君	大 和 の 園 園 長	勝 健 一 郎 君

開会 午後1時32分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから、令和4年第4回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、市田 実孝君、2番、前田 清和君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月9日までの4日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年第3回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付しておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、令和4年第3回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

定例会におきましては、決算審査も同時にさせていただき、議員の皆様からも毎年御指摘を受けております、自主財源確保についても、我々も改善策を見つけながら取組を進めさせていただいているところでもございます。今後も、職員連携を図りながらしっかり自主財源の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。また、定例会でいただきました議員の皆様からの御提言、御要望に対しましては、取組が進められている案件もありますけれども、来年度できるものからしっかり進めていきたいというふうに思っているところでございます。

9月におきましては、9月の25日に大和村の観光大使として任命をしております島唄のすもものお二人と城南海さんにこれまで観光大使を受けていただきました。残念なことにコロナ禍の中でひらとみ祭りができなかった関係もございまして、委嘱ができなかったことから、今年度新たにすもものお二人と城南海さんには快くお引き受けいただき、今年から3年間、観光大使として大和村のアピールをしていただくということに承諾をいただいたところでもございます。

9月25日におきましては、すももの指宿桃子さんと、これまで伊成実さんという徳之島出身のお二人でございましたけれども、伊成実さんが結婚をするということで、城山ホテルのほうで委嘱式をさせていただきました。また11月の19日には、東京に上京した際に城南海さんの事務所を訪問しまして、委嘱式をさせていただいたところでもございます。

9月の29日でございますけれども、神奈川県大和市に訪問をさせていただきました。来年度のタンカン祭りについても、いろいろと大和市の状況などもお伺いさせていただき、コロナ禍の中ではございますけれども、少なからず行事等も進められているようでございますので、来年に向けてしっかりPRに努めていきたいというふうに思っております。また併せまして、大和市さんとはもう10数年のお付き合いをさせていただいておりますが、来年度、できれば2月に姉妹都市の協定を結ばせていただきまして、今後、神奈川県大和市と鹿児島県大和村のつながりをしっかりパイプを太くしていきたいということも進める予定にしております。また、来年度から大和市の教育長さんにもお話をさせていただき、来年からオンライン等で大和市の子供たちと大和村の子供たちを、まずはお互いで情報交換をしてはどうかということもありまして、今、教育委員会とも大和市の教育委員会と連携を図りながら進めさせていただければというふうに思っているところでございます。

10月に入りまして、10月1日でございますけれども、大島本島5市町村で協議会を作っております雇用創造協議会の東京における移住相談会を開催をしたところでもございます。これには、奄美ハナハナさんの温泉施設で働く方の募集を同時に行ったところ、多くの方の相談がございまして、そしてまた若い御夫婦の方もいた関係で、大和村で奥さんのほうも仕事をしたいという意向などもありまして、我々もこのグレイ美術さんと一緒に協力をしながら、この移住相談並びに雇用の対応等も、今後定住につながるような取組に結び付けていきたいというふうに思っているところでございます。

10月の6日でございますけれども、御案内のとおり、インフィニティ国際学園さんとの連携協定をさせていただきました。廃校跡地の戸円校における改修事業も順調に進んでおりますので、生徒数は最初は少ないかも分かりませんが、このインフィニティ学園様とのしっかりした連携を図ることで、大和村のPRに努めていきたいというふうに思っております。

10月の15日でございますけれども、3年ぶりに東京都の板橋区の区制90周年が開催をされ、併せて区民祭りが開催をされて、祭りに参加をさせていただき、これからも、そこでまだ物産等は開催しておりませんが、板橋区さんとのせつかくの縁でございますので、今後も何がしかのPRをできればというふうに考えているところでございます。

11月に入りまして、11月2日にでございますけれども、大島本島の南部振興協議会の要望活動を首長だけが代表で県庁を訪れて要望させていただきました。我々大和村からは大金久戸円間のトンネル整備について引き続き要望を行い、県にも事業着手に向けた取組をお願いをさせていただいたところでもございます。今後も粘り強く要望を続けながら、事業が着工できるように進めていきたいというふうに思っているところでございます。

11月の5日でございますけれども、大和浜出身の長田須磨さんのシンポジウムということで、今年初めて開催をいたしました。身内でございます見目先生の計画によりまして、このシンポジウムが進められてきたわけでございますけれども、我々もしっかり地域の歴史に残っている人たちのことなども含めてですね、これからもシンポジウムなるものを見目先生ともしっかり連携を図りながら進めていければというふうに思っているところでございます。

11月の7日、8日におきましては、グレイ美術さんが進めております温泉施設に関わるふるさと融資の関係で、いろいろとグレイさんのメインバンクでございます横浜銀行さんとの協議もさせていただき、また、総務省関係のふるさと財団とも今後の融資制度の在り方について協議をさせていただいたところでもございます。大和村としても少なからず民間企業にタイアップしながら、国の制度を活用し、支援もしていければというふうに考えているところでございます。

11月は毎年行っております奄振事業の要望活動が18日に展開をされました。自民党の奄美振興特別委員会の委員長に森山裕先生が就任をさせていただき、いろいろとお力添えを賜っているところでもございます。今後も森山先生を中心に、我々も奄振の予算獲得並びに来年度法期限を迎えます奄振法の延長に向けても、しっかり取組をしていきたいということで確認をさせていただいたところでございます。

そういう中で、今現在、県が奄美振興開発事業の総合調査を進めておりまして、その法延長に向けた奄振法のなかにはですね、今要望をしております沖縄との連携ということを全面的に打ち出していこうということで、項目が示される予定になっております。これは離島の条件不利性ということでもありますけれども、これは文化が同じ圏にある、また食文化が同じ圏にある沖縄県にも、物流の輸送をやっていくことも重要じゃないかということも含めてですね、人的交流もこれから沖縄との関係がこうして深まっていくんではないかというふうに思っておりますので、次の奄振事業の中に

しっかり組み込んでいきたいというふうに思っております。

11月の25日には、湯湾岳山頂の展望台お披露目式が行われました。ここの展望台につきましては、名音集落の皆さんの多大なお力添えをいただき、御協力のお陰で展望台が完成をいたしました。あそこを管理しております福山東剛さんにも当日にお越しいただいて、この周辺の保護活動にもいろいろとまた御意見を賜りながら進めていきたいということで、環境省、大和村、宇検村、そして名音集落と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

見晴らし台ということで、せっかくの展望台が完成しましたので、議員の皆様にもぜひ出向いていただき、湯湾岳からの峰々の風景をね、見ていただくことも、この奄美のすばらしさかなというふうに思っているところでございます。

以上、私のほうから行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第46号 令和4年度大和村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第46号、令和4年度大和村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第4号）につきましては、条例改正に伴う人件費及び災害復旧事業費等に係る費用として、歳入歳出それぞれ2,948万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第4号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ2,948万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,811万7,000円にしようとするものです。

歳入の主なものから御説明いたします。

9ページをお開きください。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として271万円を計上いたしました。

同じく9ページにあります款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、村道災害4路線に対する河川等災害復旧費負担金として2,069万6,000円を計上いたしました。

同じく9ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費補助金は、社会資本総合交付金及び防災安全社会資本整備交付金並びに道路メンテナンス事業の国庫補助確定による増減の合計といたしまして1,165万8,000円を減額計上いたしました。

10ページをお開きください。款15国庫支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、地籍調査事業における県補助金確定により701万7,000円を減額計上いたしました。

11ページをお願いいたします。款16財産収入、項2財産売払い収入、目1不動産売払い収入は、国直地区農地における長狭物の売払いとして19万7,000円を計上いたしました。

同じく11ページでございます。款18繰入金、項1基金繰入金においては、財政調整基金から2,000万円を繰入れ、財源不足を補いました。

同じく11ページ、款20諸収入、項3雑入、目2雑入は、大和まほろば館の売上増に伴い180万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

12ページをお開きください。節2給料、節3職員手当等、節4共済費の補正につきましては、人事院勧告によるものが主でありますので、説明は省略させていただきたいと思いますが、職員手当等における時間外手当につきましては、滞納整理によるもののほか、ワクチン集団接種によるものでございます。

同じく12ページにあります款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節10にある修繕費47万5,000円及び節15にあります原材料費28万円は、今里地区民地無償提供における記念碑設置による経費といたしまして計上いたしました。

14ページをお開きください。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、戸籍システム廃棄手数料や住基設定変更作業委託費における電算処理委託料などの合計として88万9,000円を計上いたしました。

15ページをお開きください。款2総務費、項5統計調査費、目4地籍調査費は、県補助金の減額に伴い地籍調査推進員の報償費及び基本測量の委託料など、合計で916万8,000円を減額計上いたしました。

16ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、節16公有財産購入費として大棚保育所駐車場用地購入費83万9,000円のほか、節19扶助費にある育児助成金10万円及び節22償還金利子及び割引料にある還付金15万円などの合計といたしまして、115万9,000円を計上いたしました。

17ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予備費は、節3職員手当等から節12委託料までコロナワクチン集団接種における経費及び健康管理システム改修委託費等の合計で535万3,000円を計上いたしました。

20ページをお開きください。款7土木費、項2道路橋梁費、目8防安全生活道路対策エリア名音地区は、事業費における事務費の調整及び国庫補助金確定により、合計で725万円を減額計上いた

しました。

同じく20ページでございます。21ページまで関連の記載がございますが、目8防安全湯湾釜大榎線舗装補修事業は、国庫補助金の減額確定による事業費の減及び大和浜大榎線舗装補修事業への事業間流用などの合計といたしまして1,470万円を減額計上いたしました。

21ページをお開きください。款7土木費、項3河川費、目2急傾斜地崩壊対策事業は、津名久地区の県補助内示額確定により800万円を減額計上いたしました。

22ページをお願いいたします。款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費は、村営住宅修繕における令和4年12月から令和5年3月までの修繕費見込額といたしまして500万円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。款9教育費、項5保健体育費、目3給食センター運営費は、厨房機材修繕における修繕費等の合計で79万5,000円を計上いたしました。

25ページをお開きください。款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費においては、梅雨前線豪雨による4件の村道道路災害復旧費といたしまして、事業費の事務費調整及び工事請負費など、合わせて3,129万4,000円を計上いたしました。

同じく25ページでございます。款11公債費、項1公債費、目1元金は、前年度の繰上償還及び借入額調整により1,756万4,000円を減額計上いたしました。

同じく25ページにあります款13予備費におきましては、33万6,000円を減額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

3点伺いたいと思います。説明いただきましたけど、9ページ、コロナワクチンの接種につきまして、第8波が始まったといわれておりますが、今後のワクチン接種の予定、日程や実施方法、会場等はどのようになっていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今後のコロナワクチンウイルスの接種体制でございますけれども、まず、60歳以上及び59歳以下の基礎疾患をお持ちの方を対象にした予防接種第5回目の接種につきまして、今週12月10、11日に接種をする予定となっております。あとその他、集団に來れなかった方につきましては、その後、診療所にて個別接種を設けるという体制を考えております。接種場所につきましては、今週につきましては体育館のほうを予定をしているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

今回の8波、インフルエンザとの同時流行が懸念をされているという報道等もありますが、その

同時流行に備えての対策等は、どのようになっておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

実際、インフルエンザとの同時流行が懸念されるということで、今のところまだそのような兆候島内においては見られておりませんが、今後、予測はされるということでございます。これにつきましては、注意喚起ということで、村民全戸に対しまして同時流行に備えて、例えば検査キットを購入しておく、あるいは鎮痛剤などを購入しておくことで対処していただくというような注意書きをしたものを配付をしているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

同時流行に備えてですね、自治体によっては、このシーズン、今季、期間を定めてインフルエンザ、特に高齢者等に無償接種等を行っている自治体もあります。本村も以前、新型インフルエンザが流行したときに、期間を定めて無償でワクチン接種を行ったことが、時限立法としてですね、要綱を定めて行っておりますが、特に今回、新型のコロナの数も発生をしたり、インフルエンザとの同時流行という大変心配されますけれども、対策をしていく上で、特に高齢者、また受験生に対してインフルエンザワクチンの無償接種というのも実施をしていくべきではありませんか、検討していくべきではありませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

インフルエンザの御案内につきましては、既に10月をめどに既に発送をしているところでございまして、助成額につきましても通年どおりということで、年齢によって違いますけれども、一部助成を行っているという形をしております。特に、今回においてインフルエンザが特別な株で流行という情報は入っておりませんので、時限立法的にということで期間を定めた無償というのは検討してはいないところでございます。

○6番（勝山浩平君）

20ページになります。観光費手数料20万円、22ページ、防災行政費32万円、ともにドローンの免許取得のための費用と伺っておりますが、たまたま昨日からドローンの免許、国家資格になっておりますけれども、今回、総務課と企画観光課の職員がドローンの免許を取得をするということでありますが、どのような展開を予定をしておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

今現在、庁舎内における職員のですね、ドローンの資格を有するものとしたしまして、建設課に1名いるところではございますが、現在、出向中ではございます。そのほか、現在、個人で資格を取った総務課1名の職員がドローンの資格を有するものとしておりますが、今回、企画観光課で観光に従事する、ドローンの必要性がある場合を想定した場合の職員とですね、また総務課においては防災でのドローンを活用した場合の、その資格を有するものを想定した中で2名を派遣したいというところでございます。この予算書にあります手数料、若干金額が違う、企画のほうでは20万、総務のほうでは30万余りの手数料、受講料の手数を組んでおりますが、総務のほうの防災に関しま

してはですね、そこのドローンの20万とですね、もう1名防災士という資格を取らそうというところで、若干予算計上の額が違っているところがございます。

この防災士というのはですね、やはり近年防災に関しての力を入れなければいけないと、国からの通達もある中でですね、様々な防災に対する知識を資格として有するものの資格を取ると、例えば、避難所運営であったり、防災の様々な災害に対する知識を取るための資格ということで、防災士も1名資格を取らせていきたいというところでの予算計上でございます。

○6番（勝山浩平君）

特に観光面での活用をですね、村のホームページでのきびきび体操と上空から映像等が流れておりますけれども、ああいった活用をもっと、今度資格者が出てきますから、していただいて、村内の観光事業者、独自にホームページを持っている業者もいらっしゃいますけど、こういった独自のホームページでも活用してもらえるように、撮ったデータの活用ですね、そういったのも観光関連事業者としっかりと連携を図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

ドローンで撮影しました動画につきましては、まずその事業者等から提供の要望がありましたら、著作権等も含めて提供したいというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

また観光業者ともそういった連携を、打ち合わせ等をしっかりと図っていただきたいと思いません。

三つ目、最後ですね、これは質疑というよりか提案というか、お願いになるんですけど、例えば、16ページ、公有財産購入費、説明があつて大棚保育所の駐車場ですよと分かりました。

25ページ、河川等災害復旧費3,000万円、工事請負費、どこの工事かな、4カ所ということでありましたけど、どこの工事、どういった工事をするというのが、大変知りたいところです。また、先ほどのドローン、役務費で計上されておりましたけれども、これも予算書を見ただけでは分からないですね。議会は議決機関なので、村民に、例えば今回の補正のことについて質問があった場合に、こういったことを決めましたよというようなことは答えなければなりません、今の補正の予算書の中では、なかなか細かいところまで分からないんですね。それなので、事前に課長等の時間をいただいて、奪ってしまって、内容をヒアリングに行くんですけど、とても心苦しいんですね。お忙しい中、申し訳ないと思って伺っているんですけど、ですので、この予算編成をするときに使う資料があると思うんですね、細かいことを明示をされた、予算の説明書、説明資料といったほうがいいかもしれませんけれども、それを全議員には言いませんけれども、議会に一部だけでも配付をしてもらおうことはできませんか。

○総務課長（政村勇二君）

今、勝山議員からの御要望、質問があつたのは、多分見積書の件だと思いますけども、今後ですね、この予算書自体が決められたシステムと地方自治法、そういったものによつての予算書と

なっておりますが、以前、この公会計にこの予算書が変わったときにもですね、やはり、例えば備品購入だけとなって何か分からないという御提案もあったところがございますので、逆にこれからまた各課長とも協議を進めさせていただきますが、例えば、今おっしゃった工事請負費であったりとか、その備品もどういった備品なのかというのをですね、その見積書ではなくてもですね、新たにまた作成できて御提示できるものを協議をまずさせていただきたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

補正と直接の関連はありませんけれども、ちょっと関連質問ということで受け止めていただきたいと思います。行政報告の中にもありましたけれども、11月の15日に北大島ブロックシルバースポーツ大会グラウンドゴルフ大会が開催されているわけでありましてけれども、その中で、閉会式が開催できなかったという話がありまして、どういった経過で締めになる閉会式が開催されなかったのか、説明していただきたいと思います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

シルバースポーツ大会については、フォレストポリスで開催をしたわけですがけれども、最後、集計の段階でシステムが不調になってしまい、スムーズな集計ができなかったというのが要因でございます。そのために時間を押してしまっていて、最終的に閉会式を行わずに解散することになってしまったという流れでございます。大変それについてはお詫びを申し上げたいというふうに思います。

○5番（藏 正君）

北大島の会長をされている方が、湯湾釜の永野豊さんが会長をされていまして、自分は同じ集落ということもありまして、以前からですね、このイベントを僕は楽しみにしているんだと、そのイベントの開会式、閉会式の中で、僕が君たちがびっくりするような大和村の宣伝をするからね、君は翌日の新聞を楽しみにしとけよというような話を聞いて、彼にとっては1年間通したぐらいの思いで、大和村のこのイベントを成功させるんだということで計画しているのが、すごく気持ちが分かるから、今日こうやって関連質問で伺うわけですがけれども、その永野さんの大和村をPRという思いに対して、行政側の担当課とか、その関連する皆さん、職員のみなさんたちが村内で開催されるイベントを成功させるんだと、それとプラスその中で大和村をPRしていこうとか、そういった永野が考えたPRの内容とかも、できれば職員の方々がね、そのイベントに向けた取組の中で、こんな形で宣伝していこうねとか、そこまで考えた取組になっていないんじゃないかなというのがすごく懸念されていて、この失敗を踏まえた検証というのは、職員も、末端の職員も含めた中での検証というのはしっかりされているのか。その検証された結果が先日行われたそのイベントの中でも発揮されているのかについて、また答弁を求めます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員がおっしゃいましたように、非常にこれにつきましては、準備を事前に当然行いながら進め

て、できるだけスムーズな運営をとすることに努めてはきたつもりではございますけれども、結果としてこうなってしまったということで、本当にもうお詫びをさせていただきたいという気持ちでございます。その後、当日、また翌日、その週にかけまして、職員のほうでも反省をいたしまして、二度とこのようなことがないようにということで、内容については反省をさせていただいたところでございます。

○5番（藏 正君）

何か、その出来上がっているシステムに依存し過ぎたとか、そういったものが失敗した原因にあると思われるんですね。ですから、その失敗の原因を末端の職員も一緒になって理解して、そのためには、何と言うかな、手書き式でも、アナログ的なバックアップ体制も含めた準備が必要だということを、もう一度みんなですっかり検証してですね、大和村でするイベントを成功裏に導いていただけじゃなくて、最大限に利用したPRの機会にするんだというところまで、末端の職員まで理解させるのが、管理職の皆様方のリーダーシップを発揮する場面じゃないかなと思いますけれども、そういったことも踏まえて最後の課長の答弁をいただきたいと思います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

私どもの反省点といたしまして、本当にその細かいところまでシステムに依存し過ぎていたのではないかと、あるいはその場合の不備が起こったときの対応策など、準備をしていたつもりではございますけれども、結果として不足していたということでございます。これにつきましても、あるいは村のPRも兼ねて大事なイベントということで、ただ仕事をこなすということだけではなく、そういったことも踏まえてしっかり一人ひとりが自覚を持って進めていけるようにということで、また反省をさせていただき、次にまた向かっていければというふうに思っております。大変本当にお詫びを申し上げたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○1番（市田実孝君）

単純な件でお伺いしますが、各課の補正予算書に消耗品費というのが何カ所か出てくるんですね。それと修繕料、項目が数えただけで10何カ所ぐらいあるかと思いますが、これは1年間の消耗品、大体幾らかというのが、年間を通せば予算額は分かるのではないですか。その都度、消耗品費の増額みたいな感じにこちらは見えるんですけども、ある程度の予算、1年間通してですね、各課でこの事業に対しては200万だったら200万使いますよという、最初の当初予算でですね、組んでおられれば、こういった10何カ所も機械のメンテナンス、やっぱり機械というのは壊れますから、古くなれば修繕費はこれくらいかかるねというのは、急ぎよの修繕、100万、200万はこういう感じでした、いけるんじゃないかと、私は思うんですけども、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに消耗品等におきましては、当初予算を組む段階で、昨年度の実績を踏まえた上で当初予算

を組みます、各課ですね。各担当において計上しますが、やはりこの物価高というのがありますけれども、その修繕料におきましては、どうしてもある程度、例えば、総務課であれば住宅の修繕料が年々年々件数も増え、その修繕単価も上がってきている中で読めない部分もありまして、それでもやはり経費削減の意味でぎりぎりの予算計上をしているのが当初のスタートでありまして、必要に応じてその都度その都度、補正予算として計上させていただいておりますので、もちろん想定は来年度の予算、これから査定に入りますけれども、実績に基づいた予算をしますけれども、どうしても必要最少限の予算で、まずは当初をもっていくという観点から、途中こうした消耗品であったり、修繕料の補正が出てくるところでございますので、なるべく最初では大きくは組めないという各担当の職員の意識のこともありますので、必要経費に関してはまたその都度の補正計上させていただいた上で対応を図ってまいりたいというふうに思います。

○1番（市田実孝君）

限られた予算で、職員役場が対応されているということで、ただあるだろうということが、今で理解いたしましたので、できるだけですね、少なくせんと、書類を見る上ですね、また増えたのかなという感じもしますので、適度にそれは判断してなされたほうがよろしいかと、私は思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第47号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第47号、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入において繰入金増額、歳出におきましては総務管理費及び施設管理費の報酬費等の増額によりまして、歳入歳出それぞれ60万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,389万4,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の60万円の増額は、歳出の増額にともない調整を行ったものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目1総務管理費の増額につきましては、給与改定に伴うものでございます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費の増額につきましても、給与改定による会計年度任用職員報酬及び会計年度任用職員期末手当によるものでございます。

款2公債費、項1公債費、目2利子の増額につきましては、借入れに伴う利子の増額でございます。

款3予備費において4万4,000円減額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第47号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第48号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第48号、令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを
議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入におきまして
一般会計の繰入金増額、歳出におきまして一般管理費の増額など、歳入歳出それぞれ3万9,000
円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたしま
す。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、内容を御説明申し上げま
す。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3万9,000円増額し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ2億2,450万4,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、給与改定に伴う繰入金として3万

9,000円増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、給与改定に伴う増額分として3万9,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第49号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第49号、令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ371万6,000円の増額予算を計上いたし

ました。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ371万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億19万7,000円にしようとするものであります。

それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。

款1診療収入、項1外来収入、目1国民健康保険診療報酬収入130万円の増額、目2社会保険診療報酬収入530万1,000円の増額、目3後期高齢者保険診療報酬収入200万の減額、目4その他診療報酬収入203万5,000円の減額、目5一部負担金収入85万円の増額は、コロナ関連外来収入の増額など、いずれも今年度の実績見込みによるもので、合計341万6,000円を増額計上いたしました。

款5諸収入、項1雑入、目1雑入、節2雑入は、感染症外来患者増による医療従事者県支援金30万円を増額計上いたしました。

次に、6ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節1から節4の共済費までは、感染症勤務手当の増額や条例改正に伴う人件費等の増によるもので、合計151万6,000円を増額計上いたしました。

同じく、節10需用費30万円の増額は、コロナ関連消耗品の増によるものです。

款2医業費、項2医業費、目1医業費、節10需用費190万円の増額は、コロナ感染症外来診療の増により、医薬品費や医療機材費の増によるものです。

歳出合計371万6,000円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第50号 令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第50号、令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入において国や県などの支出金や一般会計繰入金が増額、歳出におきましては、一般総務費や地域支援事業費の増額など、歳入歳出それぞれ84万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,902万円にしようとするものです。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目3地域支援事業交付金から款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金につきましては、介護予防サービス利用給付費の増額見込みに伴う国・県支払基金負担金及び一般会計繰入金を増額分として、合計で43万2,000円を増額計上いたしました。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金につきましては、給与改定に伴う繰入金として24万9,000円を増額計上いたしました。

次に、8ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定に伴う増額分として24万9,000円を増額計上いたしました。

款5地域支援事業費、項2介護予防日常生活支援総合事業、目1訪問型サービス事業につきまし

ては、介護予防訪問サービス利用件数の増加により60万円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第51号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第51号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入において繰入金の増額、歳出においては報償費及び需用費の増額など、歳入歳出それぞれ100万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,788万1,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の100万円の増額は、歳出の増額に伴い調整を行ったものでございます。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の職員手当等及び共済費の増額につきましては、給与改定による会計年度任用職員期末手当等に伴うものでございます。

需用費の増額につきましては、集落排水施設の中継ポンプ清掃等に伴うものでございます。役務費の増額につきましては、消費税の法人登録費用及びインボイス制度登録費用に伴うものでございます。

款3公債費、項1農業集落排水事業公債費、目2利子の増額につきましては、借入れに伴う利子の増額でございます。

款4予備費において27万9,000円を減額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第52号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第52号、令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入において繰入金が増額、歳出におきましては総務費や需用費の増額など、歳入歳出それぞれ592万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ592万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,469万6,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から主なものを御説明いたします。

款5繰入金、項1繰入金、目2一般会計繰入金の552万4,000円の増額は、物価高騰による賄材料費代としまして、地方創生臨時交付金事業を活用いたしました。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の40万3,000円の増額は、人事院勧告による給与改定によるものです。

款2サービス事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の552万4,000円の増額は、物価高騰による賄材料費の増加によるものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第53号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第53号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入において繰入金の増額、歳出においては一般管理費の増額など、歳入歳出それぞれ3万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,400万3,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金につきましては、給与改定に伴う繰入金として3万8,000円を増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、給与改定に伴う増額分として3万8,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第54号 大和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第54号、大和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和4年人事院勧告に基づき本村職員の給与等及び特別職等期末手当の支給率の改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます

今回の人事院勧告の概要は、公務員と民間の給与を比較した結果、民間給与が公務員給与の水準を上回ったため、給料表の水準の引き上げと職員の勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げる勧告がなされたところであります。勤勉手当の支給率の改定については、一般職員1.9月を2.0月へ、管理職2.3月を2.4月へ、ともに0.1月分引き上げる引き上げを行います。

第1条で12月に引き上げた率を、第2条では令和5年6月と12月の各支給率を均等にいたしまして、一般職を1.0月ずつ、管理職を1.2月ずつといたします。併せまして、大和村長等の給与に関する条例の一部改正につきましても、特別職の期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、現在の3.25月分から3.3月分へ改正を行い、令和5年6月と12月の各支給率を均等にいたしまして1.65月ずつとする内容となっております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第55号 大和村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第56号 大和村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第16 議案第57号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第58号 大和村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第59号 大和村職員の懲戒手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第60号 大和村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第61号 大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第62号 大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第63号 大和村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第64号 大和村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、議案第55号、大和村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議案第64号、大和村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、以上10件を一括議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

議案第55号、大和村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例のほか、議案第64号までの9件の条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年を引き上げに係る所要の改正を行いたく、御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

議案第55号、大和村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第64号、大和村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定まで、新年度から運用が開始されます職員の定年引き上げに関連する改正となりますので、一括して内容の御説明を申し上げます。

令和5年4月から運用が開始されます職員の定年引き上げにつきましては、2年ごとに定年年齢を1年ずつ延長し、令和14年度に退職年齢を65歳まで引き上げる内容でございます。これに伴いまして職員の定年等に関する条例では、管理監督職上限年齢の導入と併せまして、定年前再任用短時間勤務制の導入のほか、関連いたしまして現行の再任用に関する条例を廃止し、定年前再任用短時間勤務給与を定めた職員の給与に関する条例の改正や、職員の分限の手続き及び効果に関する条例では、定年引き上げによる下位の職員になる規定を定め、職員の懲戒手続及び効果に関する条例では、懲戒処分が発生した際に処分発生後の減給について定めるほか、大和村技能労務職員の給与の

種類及び基準に関する条例、以下、職員の勤務時間、給与等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、大和村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、条文にある再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員へと文言の集成と、その定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間休暇等を定め、そのほか育児休業及び育児短時間勤務職員には該当しない旨の改正と、毎年ホームページで公表している内容に当該職員を加える内容となっております。

最後に、定年引上げによる加齢等による諸事情等への対応として、大和村職員の高齢者部分休業に関する条例を新規制定する内容となっております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

先ほどからこの説明は承りましたけれども、どうもその聞いている中で、こういった国はこういった制度に向けていくというのは分かるんですけど、職員にとってはマイナス30%引きというんですか、7割に減額される。何かその定年が延びていく中で、全くメリットがその職員に見えないような気がするんですよ。依願退職した場合は、7割よりももっと更に再任用を受けた場合は更に下がるという説明だったんですけど、例えば、定年を待たずに、その前の年に、今までの年で退職する、依願退職を申し出たときに、例えばそれには有利な退職金がもらえますよとか、そういった制度を作るのは大和村の条例で作るのは可能なんですか。

○総務課長（政村勇二君）

定年引き上げに関しまして、現行の60歳で退職する際には通常の退職金にはなりますが、今現在でもですね、この60歳を待たずして定年前退職を希望する場合には、別の計算等がありまして、若干有利になる計算方法がございます。今回、この定年引き上げに関しましては、全国の自治体で始められるところであるんですけども、やはり国が想定しているのは、近年の生産人口の減少と60歳退職になったときのその後の勤務状態、確かに給料は7割、60歳以後の定年引き上げに伴っての従事をフルでした場合には、7割の給料となりますが、それと併せまして、現行の例えば就業時間を調整した定年前再任用制度、これは週4日勤務になるのが基本ではございますが、そういったところではまた給与自体ではなくて、その60以後の余暇の時間というのも合わせまして、そのために新規制定で今回高齢者の部分休業という条例も作っておりますので、そういった中では、その給料、収入もそうであります。その後の60以後の働き方、働かせ方、それと自身が持つ地域貢献等も踏まえた上での制度の改正内容となっております。

○5番（藏 正君）

気になるところが、その定年が引き上げられていく中で、通常どおりにやっていく場合は新規の採用職員をちょっと軽減していかなければいけない、採用の幅を減らしていかなければいけなくな

るとかいう説明があったので、そこら辺の何と言うのかな、あれがすごく気になって、その辺をバランスを取るための、詳しくはよく分からないんですけど、そのための村独自のそういった何か制度というのは必要になってきませんか。

○総務課長（政村勇二君）

村独自の政策とかも考える前にですね、まず現行の定年引き上げに関して2年ごとに1歳ずつ延長して令和14年度完成の、その該当者自体がですね、現在いる職員の中で8年後、4歳ずつ伸びる該当者が12名いらっしゃいます。そういった方たちの、まずは事前調査はもちろん1年前にする予定でございまして、それに伴ってのやはり現在の定数の中での採用試験、実際全ての方が定年引き上げを希望した場合には、2年に1度しか採用試験ができないことも想定されますので、まずはその現行に基づいた方法を取りながらですね、そこで定年前再任用を希望するといった場合には定数にはかかってきませんので、その際には、じゃ、何名採用できるとか、そういった長期的な計画を持ちながらですね、まずは進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号、大和村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号、大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号、大和村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号、大和村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号、大和村技能、労務職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号、大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号、大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号、大和村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号、大和村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。15時30分から再開いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時28分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第24 議案第65号 大和村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第24、議案第65号、大和村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村職員定数条例を改正する必要が生じたので御提案いたします。

内容につきましては、総務課長説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

大和村職員の定数につきましては、村長の事務部局の職員65名を主に、議会事務局の職員及び教育委員会事務局の職員のほか、兼務を含む選挙管理委員会、監査委員の事務局、農業委員会の事務局など、総数75名で運用されているところでございます。

このたび次年度以降の権限委譲による福祉事務所設立や公営企業会計における対応のほか、大島本島内各自治体輪番での外局派遣や、育児休業推進並びに定年引き上げによる採用に対する経験年数や、年齢構成の偏りなどを是正するため、職員の総数を5名増やし、80名で新年度から行政運営を行いたく御提案申し上げます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

トータルで5名の増員ということですけど、その5名のうち交付金措置とか、そういった人件費の分のカバーリングが見込まれる人数というのは何人ぐらいなんですか。

○総務課長（政村勇二君）

現在ですね、交付税措置として福祉事務所に関する人件費に関しては交付税措置が取られるということで伺っているところでございます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第66号 大和村福祉事務所設置条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第25、議案第66号、大和村福祉事務所設置条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村福祉事務所設置条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本村におきまして、自らの権限と責任に基づき自己完結型の福祉サービスの提供体制を確保するために、大和村福祉事務所設置条例の制定を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村福祉事務所設置条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

福祉事務所に関する事務においては、県の権限において大島支庁が中心となり業務を行っているところではありますが、社会福祉法第14条第3項の、町村は条例でその区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができるという根拠に基づき、新たに本村において福祉事務所を設置することで、自らの権限と責任に基づく福祉サービスの提供体制を図り、住民の利便性、サービスの質の向上と地域の実態に即した自己完結型のよりよいサービス提供を行える体制を構築するた

め、条例の制定を行おうとする内容でございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第67号 大和村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第26、議案第67号、大和村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村放課後児童健全育成事業を安定的かつ継続的に実施するため、運営の基準を緩和するための改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

本村における放課後児童クラブは、NPO法人奄美スポーツアカデミーとの連携を図りながら、放課後児童健全育成事業において運営がなされておりますが、従事者の配置において放課後児童支援員配置基準の参酌化への改正がなされていることから、本村におきましても運営基準を一部見直し、運営の質を担保しながら、安定した放課後児童健全育成事業の実施を図るため、条例の改正を行おうとする内容でございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第68号 大和村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第27、議案第68号、大和村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

鹿児島県子ども医療費助成に関する条例の一部改正に伴いまして、本村においても必要な条例の改正を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

鹿児島県子ども医療費助成に関する条例の一部改正に伴い、乳幼児等を子どもに改正する必要性が生じたため、条例の改正を行おうとする内容でございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これから、議案第68号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第69号 大和村敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第28、議案第69号、大和村敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村敬老祝金を支給するに当たり、支給対象者の居住期間の見直しによる改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

100歳到達時における大和村敬老祝金を支給するにあたり、支給対象者が居住期間を10年以上としておりましたが、100歳という慶事はまれなことであり、また高齢者をはじめとする村民の方々にも大きな示唆を与えるものであることから、居住期間を大和村敬老年金支給条例における居住期間と同条件の1年と短縮し、御長寿を祝福できるよう改正を行おうとするものでございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第70号 大和村敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第29、議案第70号、大和村敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村敬老年金を支給するにあたり、支給算定期間の表記見直しによる改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

大和村敬老年金支給にあたっては、月額計算の合計額により、毎年9月に1年分を支給しておりますが、条例における現在の年金額表記が年額であることにより、算定の解釈に疑義が生じやすいことから、表記を年額1万8,000円から月額1,500円へ、年額3万6,000円を月額3,000円へ、年額12万円を月額1万円へ改めようとするものでございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日に日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時42分

第 4 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 4 年 1 2 月 9 日 (金)

大 和 村 議 会

令和4年第4回大和村議会定例会会議録

令和4年12月9日(金)

午前10時15分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問(5名)

午前(2名)

2番 前田 清和 議員

1番 市田 実孝 議員

午後(3名)

6番 勝山 浩平 議員

5番 藏 正 議員

3番 重信 安男 議員

日程第2 議員派遣の件について

日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 市田 実孝 君

6番 勝山 浩平 君

2番 前田 清和 君

7番 中井 文忠 君

3番 重信 安男 君

8番 宮田 到 君

5番 藏 正 君

9番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎 一也 君

主査 後藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院 幼 君

教育長 晨原 弘久 君

副村長 仲新城 長政 君

教委事務局長 森 永学 君

総務課長	政村勇二君	企画観光課長	早川勝志君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	前田剛君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝健一郎君

開会 午前10時15分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。
通告順に従って、順次発言を許可します。
2番、前田清和君に発言を許可します。

○2番（前田清和君）

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります令和5年度の予算編成の基本方針及び集落所有土地の所有権移転登記についての2点、お伺いいたします。

まず1点目、令和5年度の予算編成について、令和4年度の施政方針において、村長は約80%近い依存財源に頼らなければならない本村の財政状況の中で、七つの基本方針を定め、行政運営の上に取り組まれてきました。

1点目は行財政改革の推進、2点目は農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実による村の活性化推進、3点目は企業誘致による村の活性化対策と定住促進住宅の整備推進、4点目は世界自然遺産登録による観光振興の充実と推進、5点目は子育て支援と高齢者対策の充実、6点目は道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進、7点目は安全・安心な大和村づくりであります。

コロナ禍3年目を迎えた中、厳しい財政状況にも関わらず、村民サービスの向上に努められましたことに心より敬意を表します。しかしながら、いまだに収束のつかないコロナ感染症、いよいよ第8波を迎え、今後の対策も重要な課題となることでしょう。また、ロシア・ウクライナ情勢等による円安、資源価格上昇に伴う物価高騰対策など、問題も山積みであります。

このような現状を踏まえ、令和5年度としてどのような予算編成をお考えなのか、村長の答弁を求めます。

次に、集落所有土地の所有権移転登記についてお伺いいたします。現在利用している村内各集落公民館の名義人がどのような状況なのか分かりませんが、集落は法人組織でないため、集落名義での登記はなされていないと思われまます。

そこで、大棚集落の旧公民館敷地は昭和44年に集落が個人の方より土地を購入し、公民館を建設しておりますが、いまだに集落への所有権移転登録ができず、個人名義のままです。集落名義での登記が不可能であれば、大和村に移転登記を行い、この土地は名義は大和村となっているが、実質は〇〇集落の土地であると、大和村と集落の覚書を取り交わすようなことはできないか。

ただし、大和村への移転登記に関わる事務手続及び経費については、全て集落が負担することとするという条件付きで検討していただきたいと思います。

ちなみに現在の大棚集落公民館の土地は、平成16年に村の埋立地を大棚集落が購入していますが、名義人は大和村のままであり、売買契約書に実質は大棚集落のものであるとの条項があります。

大棚集落だけでなく、他の集落においても同様な課題があると思いますので、前向きな回答をいただけますよう、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の令和5年度予算編成の基本方針についての御質問でございますが、国の経済財政運営と改革の基本方針や鹿児島県の鹿児島未来創造ビジョンに掲げられた施策を基に、村といたしましても大和村の現状に合った基本方針を掲げ、先日、予算編成の説明会を実施したところでございます。

その重点課題といたしましては、近年の大型事業に係る元金償還が始まり、公債費の増額が見込まれることや、高齢化率43%を超える高齢者福祉への対応のほか、防災行政無線更新に伴う防災対策及び農林水産物の安定生産並びに商品開発の推進と合わせた販売促進や観光振興の充実、原油価格・物価高騰への対応、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策など、取り組むべき施策は多岐にわたるものでございます。

これまで議会の皆様からも御指摘を受けております自主財源の確保についても、同様に令和5年度においてももしっかり取組をさせていただきたいというふうに思います。また、その中で令和4年度からの継続する施策もございませうけれども、令和5年度におきましてそれぞれの課題に取り組むべき基本方針といたしまして、行財政改革、農林水産業の振興と体験型観光農園の充実による村の活性化、また、民間企業との連携による村の活性化対策、観光施設整備による観光振興の充実のほか、子育て支援と高齢者対策の充実による安心して暮らせる村づくり、道路交通網、生活環境の整備、防災に強い村づくりの七つの項目を基本にして、最少の経費で最大の効果を念頭におきまして、各課における一般会計のほか、特別会計での予算編成に臨んでいきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の集落所有土地の所有権移転登記についての御質問でございますが、村内の各集落公民館におきましては、村埋立地に建設された大棚、大和浜集落を除く集落におきましては、旧公民館が残存する大棚集落を含め、その土地の名義は建設当時の集落有識者を含む個人名での土地の登記がなされている現状でございます。また、公民館用地における宅地以外の山林等においても、大和村名義でありながら入会権や旧慣使用権関連などもございまして、立木等は実質集落の権利を有するものでありまして、これは御質問にあるとおり、集落名義での登記がなされないことから、

大和村名義になっているものでございます。

そこで、公民館建設当時に集落においては民地を集落で買い上げ、名義変更ができないことで不備を来していることに対しまして、名義変更手続を集落において実施してもらうことを前提に、名義人は大和村として、権利自体は集落である旨の覚書等を交わすことで善処したいとの考えでございますので、村といたしましても集落の意向に沿って対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（前田清和君）

ただいま村長より答弁をいただきましたが、2番目の質問に対してはゴーサインをいただいたということで、大変うれしく思っております。また後で少しお話をさせていただきます。

まず1点目の予算編成ですが、先ほど村長からいただきましたが、ほぼここ何年か、令和4年もそうでしたけど、この令和5年度も大体この七つの項目に合ったような予算編成をされているというふうに、私は今、受け取らせていただきました。特に、やはりコロナ対策、そして物価高ですね、今、原油高騰によって本当に村民の方々も大変な生活をしていますが、第3弾の商品券、大変喜ばれています。本当に大和村は何するにしても、いつも早く、ワクチンもそうですけど、商品券に対しても行政が積極的にやっていたに、本当に村民の方々も喜んでいる声を聞かせていただき、大変議会としてもうれしく思っております。

それで、令和3年度からのその地方交付税ですが、コロナの中で、国からのコロナ支援金、交付金というのがあって、令和3年度は地方交付税も上がり、歳入も増えてきているというふうに聞かせていただきます。この令和4年度、まだあと3カ月、4カ月ありますけど、令和4年度の地方交付税の見通しと、令和5年度新しい年度に向かってね、どういう、総務課長として見解をされているのか、お伺いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

この地方交付税ですが、地方交付税の中に普通交付税、そして特別交付税というものがございます。この普通交付税に関しましては、やはり国内の情勢において変動があるものでございまして、確かに3年度実績では普通交付税が上がり、若干特別交付税はその前の年より下がった現状ではございます。そういった中では、現在、不透明ではございますが、質問の中でもございました依存財源を80%の村にとって、やはりこの地方交付税というのは必要最小限のものでございますので、またそのヒアリングの際ですね、この交付税と踏まえまして様々な交付金であったり、いろんな種類のある起債制度をですね、有利な起債制度、交付税措置が取られるパーセントのよい起債制度も使いながら、最少で最大の効果を生むような財源の取組を進めていきたいというふうに思います。

また、今回予算編成説明会の中でも申し上げましたが、各担当のほうにも申し上げましたが、特に行政サービスを落とさない旨でありながら、また新規事業がある者に関しては、必ず財政、まず

は補助事業、そういった起債措置の交付率がよいもの、そういったものを必ず選定した上で、財政とも相談した上で対応を図っていきたいというふうにも思っておりますので、今月末からまた予算査定が始まる予定でございます、来年度に向けてですね、そういった中では、ヒアリングを1次、2次、3次までございますが、そういった中で各担当部局とも正確に、こちらの財政需要の状況等を踏まえながら査定を進めた上で、新しいまた予算編成に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○2番（前田清和君）

総務課長、ありがとうございます。先ほども村長からありましたけど、依存財源に頼らない自主財源確保ということで、自主財源の確保に取り組むということをお聞かせいただきました。ちょっとこの前ですね、所管事務に行かせていただきまして、村長はじめ行政の方々も聞かれていますと思いますが、411名の自治体がありました。そこは飛び地にあつて、何で行かせていただき、行きましたと言いましたら、自主財源が50%なんですよね。依存財源が半分、ちょうど50%、50%の本当に小さな村でした。全国で12番目か3番目に人口の少ない村ということで、一体どういうあれをしているのかという視察に行かせていただいたんですが、そこは歳入歳出17億円余りの予算で村を運営しております。そのうちの自主財源が8億9,000万、9億ぐらいですね、やっているんですよ。その9億のうちの寄附金が5億、5億というのはふるさと納税であつたり、また商品開発をしてですね、自分たちのそのちっちゃな村でいろいろと自主財源の確保に努められるということでありました。本当にそこは合同会社ひらとみみたいな村100%の出資会社を立ち上げて、そこが二つ会社を、村は持っている、その400余りの人口で。そこは行政が携わることなく、村は100%出資しますが、1企業としてその方々に商品開発をしたり、いろんなことをさせてですね、そのふるさと返礼品、売り上げた分を村に納入する、それが一つの自主財源というメリットになって、5億円の寄附金を集めているんですよ。

当初、大和村もこの合同会社ひらとみを立ち上げたときにですね、村が100%出資していますから、やはり同僚議員からも、もうしょっちゅうしょっちゅう質問されていると思います。商品開発をして、少しでも自主財源の確保につながるよということをお聞かせいただきまして、ぜひですね、私達も視察に行かせていただきましたので、自主財源の確保に努めていただきたいんですが、少し、僕、ちょっと総務課長に聞きたいんですよ。大阪のある都市でね、そのふるさと返礼品を派手にやって、国からの交付税ですか、が減額されるということも少し聞いたんですが、やはりその自主財源を増やすことで交付税はやっぱり下がる傾向にあるんですか。ちょっと分からないので教えてください。

○総務課長（政村勇二君）

この交付税に関してはですね、そのふるさと納税に関しては、僕も報道で、以前確認したときには、その地域にあった自治体の品物でないものをたくさん取り寄せてやっているということで、国からの締め付けがあつたというふう感じております。その交付税に関しましては、今現在、国が

これから想定される中で、こういったところの締め付けといいますか、こういった可能性がありますよと言われてるのはですね、今現在、ふるさと納税と別の話になるんですが、交付税に関しては、これから国が進めます電子自治体DXといまして、デジタルトランスフォーメーションというんですけど、要は国自体がシステムを、今使っている自治体で使っているシステムを標準化したいということに対しての、それに対する今度、マイナンバーカードの普及率、こういったことに関しても、デジタルの交付税の算定の何というんですか、検討に入るということで、実際それが何%だから何%交付税が落ちるとのことまでは言っていないんですけども、県のほうからはそういった交付税の算定にマイナンバーカードの普及率が今後可能性が出てくるということですので、マイナンバーカードの普及率を上げてくださいということは言われていますので、そういったところの事前に取り組むべき想定される交付税が減らされないような、取り組むべき取組は、また関係部署と一緒に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（前田清和君）

やはり依存財源に頼っている本村にとって、村長、ぜひこの自主財源の確保にですね、村当局一体となって取り組んでいただきたいと思います。そしてまた令和5年度、村民が安心して暮らせる村づくりに予算を組んでいただいて、そして特にその43%高齢化率ですよ、やはりお年寄りを大事にする大和村、もう村長に任命されてから4期目になりました。村長は子育て支援からたくさんことをされていることは重々承知です。しかし、この43%という高齢化率をですね、考えたときに、やはり生まれてよかった、住んでよかったこの大和村と思われるような、お年寄りを大事にする、そういう予算編成に力を入れてですね、組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

それでは2点目ですが、その集落所有土地の所有権移転で、村長、もう一回確認ですけど、これは先ほど村長からも答弁いただきましたが、集落で覚書という形で、大和村、手続、それに掛かる費用とかは、集落がしっかりやっていただければ、登記は大和村としていただけるということでしょうか。

○村長（伊集院 幼君）

それはもう先ほど答弁で申し上げたように、集落に代ってその事務手続を村に代わるということは、我々もこれまでどおりやっていきたいということでございますので、そういう御理解でいただければと思います。

○2番（前田清和君）

やっぱり登記の問題は、多分これからね、大和村以外でも、ほかの町村でもそうですけど、大変なんですよ。僕らもそうですけど、じいちゃん、ひいじいちゃんの登記のまま、そのまま登記がされてないところも、山林とか、山、畑、たくさんあると思います。下手したら、その個人の宅地できえ、いまだに親父の名義であったり、じいちゃんの名義であったりね、そうなってくると、今から、今の10代、20代、子供たちがね、大人になったときに、公民館で、もし例えばですよ、そういうそれぞれの公民館、こういう問題が出てきたときに、果たしてその今の若い世代が、できる

かなといったら、もうできないと思うんですよ。ですので、やはり私たち、今元気なうちにしっかりと、そういう登記に関してはできることは一緒に大和村と、なってやっていただきたいなというふうに思います。

あと、旧公民館以外でも、今、地籍調査とか、いろいろやられていますけど、本当に登記の関係でなかなか進まない状態もあると思うんですけど、できるだけ大和村、特に村有地とか、個人の所有地ですね、少しでも登記問題が進んでいただければなというふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、2番、前田清和君の一般質問をおわります。

次に、1番、市田実孝君に発言を許可します。

○1番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1番、村内の観光や文化発信をしていく上でも、印象に残るようなモニュメントの検討はできないか。

その1、村内を訪れる家族連れや観光客に、一目で分かるような大和村をアピールした村内の公園や建物等公共施設において、独自のモニュメントは検討していただけないか。

質問2、農作地の防犯カメラの設置補助はできないか。

その1、有害鳥獣駆除として、アマミノクロウサギ対策やイノシシ防護対策として、現在、防護柵を設置していただいているが、収穫時に畑に行くとき盗難被害に遭ったということを農家からたびたび聞くが、鳥獣被害に比べて人的被害は農家の生産意欲を低下させてしまうので、防犯カメラ設置の補助もすべきではないか。

質問3、長引くコロナ禍により自宅待機など行動制限があったため、運動不足になりつつある村民に、誰もができるウォーキングを推進し、村民の健康促進を検討できないか。

その1、ウォーキングによる健康効果は、高齢者をはじめ運動不足になりがちな現在社会において、最も最適な健康法だといわれているが、島の人たちは、人々は特に電車などがなく、車社会で歩くことが少ない状況にあり、健康維持のためウォーキングを推奨して、村民の健康向上を図るべきだと思うが、検討はしていただけないか。

その2、万歩計を利用して目標達成者にポイントを授与し、大和村独自の村民の健康促進を図れないか。

以上、壇上より質問いたしまして、改めて自席より質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の大和村の文化や象徴的アピールを目的としたモニュメントを、村内の公園や建物等公共施設において検討していけないかとの御質問でございますが、御質問にもありましたように、モニ

ュメントにつきましては様々な施設や文化を象徴するシンボリックな意味を有する建造物でありますことから、整備を行う場合にはその場所を象徴するモチーフをモニュメントとして整備する必要があると考えております。また、モニュメントは情報発信ツールとして普及し、今やスマートホン利用者の約74%がフェイスブックやインスタグラム等を活用し、SNS等の投稿の格好の題材、素材となり、本村の情報拡散効果が期待できるものでありますので、今後、施設整備等におきましてはPR等につながるようなシンボルを検討していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の農作地の防犯カメラの設置補助についての御質問でございますが、産業振興課のほうにおきましては、鳥獣による農作物への被害対策として、トレイルカメラ、センサーカメラを所有しておりますが、あくまでも鳥獣の侵入経路や把握、侵入防止柵設置後の事業効果を実証する目的でカメラを活用しているところでございます。

市田議員御質問の人的被害につきましては、産業振興課のほうにも毎年情報が何件か寄せられているところでもございまして、奄美警察署へ情報を提供し、パトロールを強化していただくよう依頼をしたり、広報紙等への掲載を依頼しているところでもございます。また、農家のほうでも被害防止のためカメラや看板の設置、入口の門扉への施錠を行うなど、対策を取っているところでもございます。

人的被害に対する畑への防犯カメラ設置につきましては、個人情報保護法が関係してきますので、その利用目的を明示しなければならないと定められております。そのことを助長するように行政がカメラ購入に補助をすることに対しましては、慎重にならざるを得ないというふうに考えているところでございます。せいたん込めて栽培をいたしました作物を盗難することは決して許される行為ではありませんが、今後は盗難防止の方法や看板、施錠、巡回パトロール等によりまして、盗難防止活動を強化していくよう農家指導を徹底していきたいというふうに思います。

次に、3点目のウォーキングを推奨して村民の健康向上を図るべきという御質問と、万歩計を利用するのポイント授与、また健康増進を図れないかとの御質問ですが、関連がございますので2点をまとめて答弁をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症による行動自粛の影響もありまして、全国的に見ても大半の年齢層で体力の低下が見られているようではありますが、本村においても全世代において運動量が低下したことが考えられ、特に高齢者については歩きにくくなった等の心身機能の低下を訴える方も見られているところでございます。最近では感染対策を行いながら以前のような活動を再開している方々も増えて、ようやく回復を見せはじめたところでもありますが、今後、第8波が懸念され、油断を許さないところでございます。

さて、ウォーキングによる健康向上でございますが、ウォーキングは生活習慣病全般についての効果があるだけでなく、いつでも誰でも手軽に行うことができるという点でも、健康増進に最適な運動といわれていることから、本村におきましても、これまでも集落巡回によるウォーキング教室を開催したり、ポールを使ったノルディックウォーキング等も進めてきたところでございます。現

在、まほろば水と森公園周辺のウォーキングロードや、トンネル等を利用して自主的にウォーキングをされる方々が見られておりますが、さらに若い世代を含めたより多くの方々にもウォーキングを習慣化していただきながら、現在、実施しております元気度アップポイント事業の対象項目にウォーキングも加えることを検討しており、現在、一部実証実験を行っているところでございます。また、膝が痛いためウォーキングが適さない方につきましては、タラソ奄美の竜宮プールを半額で利用できるようにし、膝に負担がない形での健康増進が継続できるようにしているところでございます。

本村におきましては、特に男性や若い世代の健康課題も多いことから、今後もウォーキング推奨を含めた健康増進施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により観光課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

1番のモニュメントに関する質問ですが、大方村長も検討していきたいという返事をいただきましたが、東京には東京タワー、スカイツリー、大阪には通天閣、鹿児島市においては中央駅からナポリ通りとおっしゃいますかね、そこを歩いていると、侍の格好をした方が立っております、道路上に。町民の女性の方も着物を着た恰好をして立っております。それは、薩摩の歴史と文化、侍中心であったそれを表現しているものだろうと、私は思います。奄美市に見ますと、ウドン浜公園の橋の上に、太鼓を叩いて八月踊りをしているモニュメントがございます。奄美の文化を誇張しているものだと、私は思います。さて、大和村を訪れる方々が、大和村は何を誇りに、大切に思っているのか。形として表現するためのモニュメントが少ないというよりも、ほとんどないのではないかとこのところから、今回質問を差し上げました。国直に先だって完成した子ども連れの親子、この夏も大盛況でございました。その傍らに立ったカメがございます。最初のうちは何でカメが立っているんだろうような疑問を抱きましたが、あれは国直の夕日があまにも美しいから、普段立たないカメも立って眺めるんだよと、それを表現したいんだろうと私は思います。そういうことで、モニュメントはいろいろな状況がありますが、新聞でも問題になりましたイカのモニュメント、あらゆる行政からバッシングを受け、世界中からも注目を浴びたあのイカが、高さ4mあるというんですけども、現在、6億円の経済効果を生んでいるみたいです。皆さんも御存知だと思います。

建設課にちょっとお聞きしたいんですけど、公共工事ですね、そのような公園なり、役場のような庁舎を建てる時とか、こういったものに対する予算は、県の事業なんかでは組まれていらっしやらないんですか。そういうのは御存知ないですか。

○建設課長（前田逸人君）

建設課のほうでは道路、港湾、議員も御承知のとおりですが、そういったモニュメントという事業については、そういった予算はついてないと、ついてないです。以上です。

○1番（市田実孝君）

欧米の文化は、アメリカとかはですね、常に公共施設には、建物、公園等には、建設予算の何%かはモニュメントをつけるようになっているみたいですね。まだ日本はそこまでいってないみたいですね、そんなこと言って、何言ってるんだと言われますので、日本は文化、マンガ文化の社会ということで、国会でもマンガを売り出そうということでやっておりますが、亀有公園前派出所というマンガがあって、私も読んでおったんですけども、そこに両津勘吉という巡査が、問題の巡査がおりますよね。それを企画課長、読まれたことあります、マンガを。

○企画観光課長（早川勝志君）

はい、私のほうも読ませていただいております、私の息子も読んでおります。

○1番（市田実孝君）

話がしやすいですよ。これが今、外国の方々がですね、その亀有公園を目指して、SNSに載せるためとか、写真を撮るためにですね、大勢来られているみたいなんです。そうしますと、その町は、その亀有公園のベンチの上に両津さんが、あのスタイルですね、胡坐をかいて座っているわけですよ。そしたらその隣に座ってピース写真を撮るとか、その町ではいろんな主人公が、麗子さんとか出ますので、そういった方を町のあちこちに配置してですね、20体近く配置して、それを巡る観光にもなっているみたいなんです。何も無い町がですね。ということで、関連性で私、言わせてもらえれば、大和村では、今回クラウドファンディング700万余りの予算で整備した池とか、ありますよね。それは池のままで、何か、日本全国の沼地百選にも選ばれたというような事が、企画課の資料に載っていますが、それはどうして百選にまで載った経緯があるんですか。ちょっと教えていただきたい。

○企画観光課長（早川勝志君）

ガバメントクラウドファンディングで、フォレストポリスにある水辺の広場の池を、現在まだ整備している最中でございます、そちらにはですね、貴重なトンボ等が生息しているということから、そのような指定を受けたというふうに考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

日頃から村民目線ということ課題に、村長もなさっております。しかしですね、幼い、字も読めない3歳4歳児とか、そのトンボもどんなトンボかも分からない。貴重動植物、爬虫類とか、生息しているわけですね。その子供たちは、ただ雑草が生えている沼を見て、喜びはないと思うんですよ。その大切な池を、大切にしたいという考えがおありでしたら、そしてそこに子供たちも来てほしかったらですね、そこにはいろんな爬虫類とかいるわけですね、池の中に。例えば、その爬虫類を食べる虫を食べる、周りにキノボリトカゲとかもいますので、緑色の。ああいったやつですね、公園の周りにキノボリトカゲは、昔で言えば肉食恐竜のテラノサウルスやスピルノサウルスという恐竜がおったんですけども、キノボリトカゲは2mぐらいに造ったら、その恐竜にそっくりなんです。それから、イモリがいますね。イモリとかも奄美で私どもはチョウチンブラと昔から言っておったんですけども、調べてみますと、シリケンイモリという命名で、都会のほうではハ

ラアカイモリというみたいですね。そういうのを周りに設置して、網でも保護して設置しておかないと、子供たちはそこで遊びなさいと言ったら、池に落ちたりとか、いろんな問題も今から出てくるんじゃないかと思うんですよ。ここを大切にしたい、観光の目玉にしたい、ただウォーキングで周りを歩いている人なんかもですね、草が生えて、ハブが出て、危ないじゃないかということを、産業課長は聞いたことはございませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

そういう声もありましたので、公園の除草管理は定期的に行って、今はそういうようなことはない状況でございます。

○1番（市田実孝君）

ただの沼が最大の宝になる、それも考え一つだと私は思います。それですね、その群倉、あれもあれは文化財指定でしたよね、教育長。

○教育長（農原弘久君）

はい、県の文化財指定だと認識しております。

○1番（市田実孝君）

その高倉もそのまま置いておくんじゃなくて、昔の下ですね、ゴザのあれを引いて、もみ殻を精米するとか、そこら付近をテル、昔のかごですね、背負って稲を担いで倉まで来るとか、そういうのを何らかの形で示さないと、観光客はただの倉を見て、ぼーっと、唾然としているのをときたま私の目には見えるんですが、課長、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

群倉につきましては、昨年度ですね、奄美歴史探訪という事業を使いまして看板等を設置しているところでございます。その中で、その辺の説明とですね、合わせて既存のあった看板をですね、同じ事業で高倉説明等をですね、あった看板を作り直しておりますので、その辺を活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

もう一度教育長にちょっとお聞きしたいんですけど、昔ですね、大和小中校門の横に石がありましたよね、穴が空いた石が。憶えていらっしゃるんですか。これぐらいの石があったんですよ、穴がぼこぼこ空いたやつ。憶えていらっしゃる。

○教育長（農原弘久君）

市田議員がおっしゃるそのまあるく穴の空いた、あれは今、大和中学校の玄関前のほうに移転してあります。

○1番（市田実孝君）

花園の中に半分は埋没している状態で、確かあったと思うんですけども、私たちの同窓がですね、一度学校に集うことがありまして、そうしましたら、例のグレイ美術のですね、社長が、あの石、どこに行ったと、探し始めるわけですね。あれは子供たちに影響がある石だねということで、

本人はおっしゃっていたんですけども。あの石の横には昔の何か、意味を書いた立札がありましたよね、教育長、憶えていらっしゃいます。

○教育長（農原弘久君）

私の記憶では謂れと言いましょか、このように穴が空くのは長い年月をかけて、雨風でこういうふう削られていくものなんだよと、そういう謂れの説明だったかなと記憶しております。

○1番（市田実孝君）

ありがとうございます。水の力ですね、岩をも通す力なりという、何か松尾芭蕉みたいな文言が書いてあったですよ。長い時間をかけて、水が岩をも掘っていくんだということで、なぜ私の同窓の社長のあれを言ったかと思うと、小学時代ですね、美術の時間ですね、すごい絵を描くんですよ。自慢じゃないんですけど、私なんかは何でこう、大人に負けない絵を描くやつなんだろうと、本当に感服した思いがあるんですよ。やっぱりそういった子はですね、そういった石にも執着があって、何十年ぶりかで大和校に訪問したときに、あの石はどこに行ったと、さっそく言ったんですね。やっぱり生まれながらにして感性がある子は、いろんなことで気付くわけですね。そういった感性を磨くためにも、些細なことですけども、先ほど村長も検討していきたいという返事をいただきましたので、課長のほうもそういったのを取り入れながら、施策をぜひお願いしておきたいと思っています。

次に移りたいと思います。産業課長に伺います。先ほども村長の答弁から、そういったことを聞いたことがありますということですよ。もちろん、産業課長のほうも収穫時とか、巡回指導とか、そこ辺はなさっておりますよね。

○産業振興課長（郁島武正君）

産業振興課のほうの巡回指導というのは、盗難防止とか、そういう意味合いでの巡回指導ではなくて、栽培管理の在り方とか、今やるべき業務とか、そういったものの指導で巡回はしているところがあります。

○1番（市田実孝君）

もちろんそうだと思うんですが、そういうことで話の中で、そういったことをお聞きしたことはありますよね。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁にもございましたが、農家の方からタンカン、スモモ、野菜等も含めて、そういった恐らく人であろうというような情報は寄せられているところでもあります。

○1番（市田実孝君）

大和村はタンカン、スモモの産地でございますので、まずタンカンの今も今年の苗が届いているみたいで、昨日も私は植えたんですけど、産業課長にタンカンの苗を植えて収穫できるまでに何年かかりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

タンカン栽培を生業として収入を得ようとする方は、5、6年かけたほうが良いと思いますが、普通の家庭菜園程度の方でしたら2年ぐらいで実をつける場合もありますので、接ぎ木苗ですから早く実はつきます。

○1番（市田実孝君）

タンカンというのは表と裏年が多々あると聞いているんですが、今でもそうですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

タンカンに限らず、作物の種類によって表、裏があるのは、表年、裏年があるのはありますけども、タンカンについては奄美の主要作物でありますので、なるべく表、裏が出ないように摘果をしたりして、栽培の管理によって毎年平均的に実をつけるような管理が望ましいということで、今指導しているところでございます。

○1番（市田実孝君）

今、課長からお聞きしたように、35歳のときに植えたタンカンは、42・3歳のときに収穫できる。そして表も裏も徹底しないとあると。そうしますと、20年間で、35のとき植えたやつは20年間で20回獲れるか、管理が悪かったら10回しか獲れないわけですね。ほかの1年野菜とか、それとは別なんです。果樹というのは、それほど農家の努力、日々の草刈りからハブと戦ってですね、やったタンカンが人的被害に遭う。それはいかがなものか。人は疑わしきは罰せず、性善説がありますけれども、罰したくないから、本当にカラスの被害に遭っているのか、農作物の被害は、これは何が起きているのか。悪い人がおったら捕まえばいいがねという話じゃないんですね。できれば注意したい。そういった行いを防止したい。それでそういったカメラを行政としては難しいという話が、今、村長の答弁もありましたけど、収穫時期というのは1カ月もありませんよね、大体。スモモといえば24・5日、その間、補助が難しかったら、産業課に10台か5台でもいい、準備して貸し出すとか。先般の質問でも、ここは環境庁の希少植物が多くて、それを採取する方をトラップで採取する方がいるみたいですから、その対策はどうしますかということで質問があったと思いますが、企画観光課長、憶えていらっしゃいます。それにはどういう対応をなさるんですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

動植物の違法採取につきましては、センサーカメラ、または私どもが加入している野生生物自然保護協議会のパトロール員が毎日大島本島内を回っておりますね。その辺の力を借りてですね、抑止をしていきたいというふうに考えているところです。

○1番（市田実孝君）

課長、そのようにですね、同じような状況がありますから、企画課、産業課、別々に物事を考えるんじゃなくて、やっぱり、人的被害があるのであれば、林道とかを歩いては行けませんよね。林道とかに設置したり、定期的に企画課の被害、希少性をするトラップの被害とかとは別に、収穫時期も限られておりますので、そういったときに巡回をされて、防犯カメラを設置してありますよという看板を立てれば、そういった被害も自ずと少なくなると思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

産業振興課のほうでも防犯カメラではないですが、センサーカメラを所有していると村長の答弁にございました。それは貸出しも可能でございます。しかし、それは目的が鳥獣の被害防止のための証拠をつかむため、イノシシが入って食べているのをつかむためであって、人的被害については、人的被害の場合は防犯カメラになるかと思いますが、設置するには防犯カメラ撮影中とか、そういうのをあらかじめ撮影される方に明示しないといけないと。それにもし誰かが、市田さんの畑に私が勝手に入って、写って、それが郁島武正だと分かるようになった場合は、それは個人情報になってくる。取った人が一番悪いんですけども、個人情報の取得になって、私じゃなくても、そういう方が写ると、その方は事件とか、そういった被害届とかも出てきますので、その辺のことを考えれば、そこに行政が介入するよりは、個人の畑のことは個人で守ると、行政はパトロールとか、そういったものを強化して、人的被害の防止に努めたいというふうに考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

農家の方々でも、何か、20歳とか、若い人には聞こえる音があつて、私どもには聞こえない音がありますよね、ヘルツ、何ヘルツか、ああ、あなたはもう年取ったんだ、聞こえないからという、そういうのをもうすでに設置始めた農家の方もいらっしゃいます。その防犯カメラの設置に対する補助ですね、それは別にその方が公表するか、公表しないかは、本人の判断だと、私は思いますが、それを公表して、判断をしていくために、そういった補助を考えてもらえないかという話を聞いているんですが、その方々にはどのように話したらいいですかね。もう一度お願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

もちろん防犯カメラが設置されていれば、設置されていないより人的被害は少なくはなるかと思えます。しかし、こっそり仕掛けたら、それはそれで犯罪になりますので、あらかじめ周知、その写している目的を明確にしないといけないということで、それに対して、村が補助を出してどんどん買って、大和村の畑のいたるところにそういったカメラ出ると、そういった個人情報関係でいろんなトラブルが発生してくるのではないかと、もちろん田舎ではあまりないのかもしれませんが、都会ではそういったカメラでプライバシーの侵害とか、そういったトラブルも多いと聞きますので、その辺が増えてくると、行政としては農作物を収穫を増やすことを前提に活動していますので、警察の事件、事故等までかかってくると、ちょっとやはり自分の畑は人的被害については個人で守っていただきたいという考えでございます。

○1番（市田実孝君）

お考えが分かりました。続いて、2番の質問に入らせていただきます。

コロナ禍でやっぱり体力が落ちている。これは社会日本中、世界中、そうなっているかと思いますが、このウオーキングですね、改めて大和村はここしばらく村的な行事、村民体育大会、集落の豊年祭、あらゆる団体競技等がありませんが、村民の健康を考えたときに、まずは社会教育の立場

から、教育長、そういった体力が落ちることに関して、村民あげての村民体育大会とかなさった、指導してなさっている社会教育の立場から、どう思われていらっしゃいますか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

村民体育大会など、大きな行事は今年度、昨年度、その前もですが、コロナの影響で実施ができておりませんでした。ただ、この1月の来年年明け1月の末にですね、ウォーキング大会、まほろば大和ウォーキング大会、これを現在、計画をしております、準備を進めている最中でありま。そういったことも踏まえて村民の運動に対する、運動を通しての健康増進を図っていきたくて考えております。

○1番（市田実孝君）

村長も先ほど答弁いただきましたが、夫婦で、老人がですね、仲良くウォーキングにいそむ。役場を終えてからウォーキングをなさっている方とか、このごろ目にするようになってきましたが、やっぱり村民の健康増進のために歩いていらっしゃる方というのは、特殊な競技で県体に行ったとか、国体に参加したとか、そういう方と同じぐらいに率先でやられる方々は、表彰しても、私はいんじゃないか、対象じゃないかと思っているんですけども、保健福祉課長、どう思われます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

村内の中に、特に高齢者、年を取られても習慣化して、例えば運動されたりという方もおられる中で、非常に皆さんの見本となるような活動をされているなというふうに感じる方々もおられます。現在、運動の表彰というのは行っておりませんが、例えば歯科ですね、健康づくりの中には運動だけではなく、歯科とか栄養とか、いろんな要素がありますので、歯を長く残されている方に表彰ということなどは行っているところでございます。

○1番（市田実孝君）

この予防の面からですね、いろんなところで先ほども血糖値が下がったとか、脂肪が減ったとか、いろんな運動効果があることは周知のことですので、こういった団体種目ができない状況下で、やっぱり何かを村民にも自主的に行っていただきたい。行政としてバックアップしてあげるぞというような形に、村民をあげてですね、健康を自主的に促進していきたくてなれば、保健福祉課のほうではそういったことを考えていらっしゃいますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

ぜひ保健福祉課のほうでも、ぜひ、特に若い年代からそういった個人でできる努力、運動であったり、あるいはお酒の飲み方であったりとかですね、その辺のコントロールであったり、いろんな努力をしていただくことが、非常に健康づくりにも重要というふうに考えておりますので、その中の一つとしまして、先ほど答弁にもございましたように、例えば、ウォーキングの歩数によってポイントが付与できるようにしたり、あるいは何キロ体重が減ったことに、目標を達成したことでポイントがつくなどというの、現在検討しているところでございます。その中の実証というの

始めているところがございますので、非常に大事な部分だと思いますので、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

日々ガソリンとか経費を使って、フォレストポリスでグラウンドゴルフをなさっている方を目にしますが、あのグラウンドゴルフというのも結構歩くんですね。私がときたま参加したら、あの2ホール回っただけで足にくるんですね、体重がありすぎて。ようこういうのを1日中なさっているねと思うんですよ。そういうことから、やっぱりあのグラウンドゴルフをなさっている方々は、村民の、率先して健康を推奨しているねと、自ら。私なんかにあれしてるんだねって。大切なことだと私は思うんですよ。そういった方々についてですね、万歩計などを貸出して、万歩計の歩数によってポイントを差し上げる。先ほども同僚の、日本全国でそういった市町村はないかと探したらですね、横浜とか、いろんなところがありましたが、一番手っ取り早い参考になるのは、隣の前田議員さんからもあった北山村ですね。ここでは村内20歳以上、3カ月でポイント50ポイント達成した方には1,000円を商品券をプレゼントするとか、そういった資料があります。万歩計をですね、貸出してですね、ぜひ前向きに検討したいという話がありましたので、保健福祉課長、改めて、いろんな市町村のそういった事例がありますので参考になさってですね、前向きな答弁、もう一度お願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

私どもといたしましても、そういった実証を進める、始めておりますと答弁させていただきましたけれども、それにあたって、各地のいろんな事例を参考にさせていただいて、しながらやっているとところがございますので、ぜひそういった事例を取り入れながら、そして村民ができる形で、どのようにしていったらいいかということも踏まえながら、ポイントというのはあくまでも動機付け、きっかけにはなるかと思っておりますけれども、継続していただくための健康支援の後押しにはなると思っておりますので、ぜひ引き続き進めてまいりたいというふうに思います。

○1番（市田実孝君）

前向きな答弁をありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。なお13時30分から再開いたします。

休憩 午前11時28分

-----○-----

再開 午後 1時28分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可いたします。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。質問の前に、保育所に通う児童の保護者から、喜びの声が届きました。コロナ禍のため、保育所の運動会が中止となり、家族で大変残念な思いをしたそうです。幼少期、小さい頃の家族との思い出は、保護者にとっても子供にとってもかけがえのない思い出となることでしょう。子供とのいろんなイベント、保育所の運動会もその一つ、中止となった運動会の代わりに遠足を企画していただき、あいにくの雨で体育館での運動会になったそうですが、親子でかけっこなどを楽しみ、貴重な時間を過ごすことができたこと、大変な感謝の声でした。その保護者は恐らく本当は保健福祉課、また保育所の職員の皆さんにお礼が伝えなかったのではないのでしょうか。そのように感じました。

一般質問に移ります。まず、建設業法の違法性について。村民から営業所所在地に建物がなく、営業所の実態が確認できない建設業者があるのではとの疑問の声がありますが、所在地に営業所の建物が存在しない建設業者があるのでしょうか。

次に、ペット連れ避難所の開設を求めて。本村でもこれまでペットが理由で避難所に行けなかった住民やペットと車中泊をした住民がいます。ペット連れを理由にした避難控えや車中泊による健康被害を防ごうと、国も避難所での受け入れを推奨していますが、本村もペット同行可の避難所の開設を進めるべきではないのでしょうか。

次に、妊娠時から出産までの支援充実を求めて。妊娠期から子育て家庭に寄り添い、産後育児期も途切れることなく子育て家庭を支えていくために、一時預かりや訪問家事育児支援など、支援事業の充実を図るべきではないのでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの勝山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の建設業法の違法性についての営業所の所在地に建物がなく、営業所の実態が確認できない建設業者があるのではとの御質問がございましたので、村といたしまして村に提出されております建設工事入札参加資格審査申請書の内容確認と合わせまして、登録されております9の業者につきまして営業所所在地調査を行ったところでございます。

調査の結果、1業者において建設業許可証にある会社所在地に所在が確認できないことが判明をいたしましたので、改めて業者からの聞き取り調査を行ったところ、同じ地区内にある建物へ住所が変更されているものとの認識であったようでございます。

まず、村といたしましては、改善措置を行うように指導を行ったところでもございますが、建設業許可権者でございます鹿児島県には、営業所の所在地不明が確認されたことにより、県のほうへ報告を行い、県のほうで事実関係を調査する必要があるとのことでしたので、県の判断を待ちたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目のペット同行可能の避難所開設についての御質問でございますが、現在、大和村内における指定避難所が各集落公民館や学校施設のほか、公共施設を合わせまして25カ所ございます。また、村内におけるペットの登録数が今年11月現在で犬75匹、52世帯、猫135匹、91世帯の合計で210匹のペットが登録をされ、その世帯数は143世帯にある現状でございます。

これまで集落公民館を利用した避難所運営に関しましては消防団員を主に配置を行い、学校施設を利用した避難所運営におきましては村職員を配置をいたしまして、各自主防災組織の協力連携の下で対応を図ってまいっております。

ペットとの同行避難における受け入れ体制につきましては、国内における過去の災害におきまして、ペットが飼い主との離ればなれになってしまう事例や、ペットの衰弱、死亡の恐れを防ぐ意味でも、同行避難を推進することは必要な措置であるとされております。ただし、限られた避難所におきまして、避難されてくる方の中には要配慮者の方や喘息等による動物アレルギーを持つ方も想定されることから、ペットの飼い主による飼育管理の必要性と合わせまして、避難所における同行避難への理解を含む共通のルールづくりの構築が必要であると思っております。

そこで、村といたしましては、まずは各自主防災組織へペットの同行避難における共通の理解を得るための協議を進めさせていただくほか、飼い主への同行避難におけるルールを記載したガイドラインを作成しまして、ペットを登録されている方へ周知をしながら、防災対策の基本となる自助・公助・共助を念頭に置いた避難所運営に向けて取組を進めていきたいと思っております。

次に、3点目の妊娠時から出産までの支援充実の御質問でございますが、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等が進む中、子育ての孤立化や不安感を感じる保護者も増加し、子供を取り巻く環境は深刻化しているといわれております。このことから、今年度には子供家庭庁設置法が成立し、また、地域子育て支援となる拠点の設置や相談支援体制の充実など、様々な子育て支援関連メニューも提示されているところであります。

本村におきましても、特にIターン者をはじめとする子育て世帯等においては、周囲の支援を得にくい状況もあり、現在の相談件数といたしましては年に1件程度でございますが、子供の発達に対する相談や保育、家事支援等の相談があり、こういった相談に対しましては関係機関とも連携を図りながら御近所サポート事業、訪問看護、助産師や保健師による訪問等において、その都度対応をしているところでございます。

また、一時預かりにつきましては、2歳未満児への対応といたしまして、保育所の場を活用しての一時預かり体制について検討をしているところでございます。

今後も子育て支援についての相談件数は増加かつ多様化していくと考えられることから、柔軟かつきめ細かいサポート体制ができるよう努めてまいりたいと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（勝山浩平君）

建設業法から伺いたいと思いますが、今回質問してもらいましたけど、やはりこれまで複数の村民の方々から、おかしいんじゃないかという声を結構聞いておまして、また、今回特に情報提供等もあったもので質問させていただきますが、その建設業、本村にとっては非常に大事な産業でありますけど、村民の雇用の場、また村の地域経済活性化、社会貢献、学校のグラウンド整備とか、集落作業への重機の貸出しとか、熱心にされております。また、災害があればいち早く駆けつけて応急措置を取っていただくなど、非常に本当にありがたい存在ですが、その地元の業者を育成をしながら、今申し上げたように活用をする、頑張っていていただくことが大事だと思っておりますけど、地元の業者に対する優先的な発注、当然、していかなければいけないと思いますが、村当局のお考えはいかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

確かに議員がおっしゃるとおり地元の業者については優先的に発注をするような形が、本当、土木事業に携わっている雇用人数、雇用従業員が多いですので、そういったのは率先してですね、そういった形で県の事業にしても、そういった形で地元のほうに事業を持って来るような形でやっていきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

本村の建設業の入札は指名競争入札ですよ。それでその地元業者を優先をするために、どのような配慮をしておりますか。

○建設課長（前田逸人君）

地元業者、村の工事については、当然村内の9業者のほうにお願いをしているところでございます。県の事業に関してもですね、そういった形で何か、先ほど申したとおり、こういった、やっていると言いますと、できるだけ地元を何とか雇用できないか、そういったことが可能かどうかというのも、県のほうに相談をしているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

県が発注する仕事はなかなかそうもいかないでしょうけども、できる限りまた県にお願いをしながら取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますけれども、その地元指名競争入札において地元の業者をできるだけ指名をして仕事を取ってもらうというような取組をされておりますが、じゃ、その地元の業者というのは、どのような業者ですか。地元業者の定義を教えてください。

○建設課長（前田逸人君）

地元業者というのがですね、私もちょっと調べましたところ、平成14年にですね、地元業者というのを決めております。その中の定義は、これはそのときの業者のほうに通知をしているんですけども、平成14年の4月1日以降の大和村が発注する建設工事請負に関わる指名競争入札参加者は、本社及び代表取締役の住所が大和村に存在することが発注前に確認された建設業者の中から選ぶということになっておりますので、その定義にちゃんと合った業者について、現在、指名通知をしているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

ただいまの資料は議長のほうに、議会のほうに1部提出をお願いできませんか、後ほど構いませんけど。

[「はい、分かりました」と呼ぶ者あり]

○6番（勝山浩平君）

建設業法の違法性ということで質問させてもらっていますが、建設業に違反をすると罰則、行政処分、監督処分を受けます。罰金以上の刑罰、1万円以上ですね、を受けると、建設業許可の欠格要件該当します。建設業許可を得るためには、何個か、いろんな条件がありますけれども、特に必要な条件、営業所も当然そうですが、経營業務管理責任者、専任技術者、誠実性、欠格要件に該当しないことなどが大きな要件となっております。

欠格要件とは何ぞやということで、その一つが、許可申請書や添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があるときは欠格要件にあたりとされております。建設業法の中でもうたわれておられて、都道府県知事は許可を受けようとするものが許可申請書またはその添付書類に重要な事項についての虚偽の記載があるときは許可をしてはならないとされておりますが、今回、所在地、申請をした所在地に営業所がないという事実は、これに該当をしませんか。

○建設課長（前田逸人君）

あくまでも建設業許可の許可権者は、あくまでも県知事になりますので、それについては今現在、県のほうに相談をいたしております。県のほうに、許可権者は県のほうにありますので、私が答弁するのは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

今、ちょうど本村のホームページで入札参加資格審査の受付とか、指名の受付をされておりますが、申請書の提出を求めていますけど、県の統一様式での提出となっている。入札参加資格、県に提出する建設業許可申請書のコピーなどに基づき審査をしている。指名の資格審査委員会資格者推選委員会がありますが、指名選定は建設業法に定められた申請書類などに勘案して指名をしている。今申し上げましたけど、私が申し上げた内容に間違いがありましたら修正をしてください。

○建設課長（前田逸人君）

議員がおっしゃるとおりで、その資格審査、指名願いを出すことは大和村の建設工事入札参加資格審査要綱というのがありますので、それに基づいて16項目の提出依頼を業者のほうにかけているところがございます。議員のおっしゃるとおりでございます。

○6番（勝山浩平君）

本村は資格審査または指名入札の推薦をするときに、県の許可申請書の内容を確認しているということですね。

○建設課長（前田逸人君）

そうです、議員のおっしゃるとおりです。許可証を確認しております。

○6番（勝山浩平君）

今回、業者が1者ありましたということでありましたが、営業所または本店としての所在地を確認をされておりました。その所在地については、いつ、どのような方法で確認をされましたか。

○建設課長（前田逸人君）

所在地の確認はですね、今回、議員からのそういった指摘がありまして、今回確認をいたしたところでございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

先に立ってしまってすみません。いつ確認をされましたか、日時を。

○建設課長（前田逸人君）

日時を言いますと、11月の25日に営業所の許可を、全て9業者について現場を確認をいたしているところでございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

1業者ということでありましたが、その業者名はどこですか。また、所在地の住所はどこですか。

○建設課長（前田逸人君）

それは議員のおっしゃる今の質問については、ちょっと業者を確定することになりますので、それは答弁を差し控えさせていただきたいと思えます。

○6番（勝山浩平君）

私も情報提供いただいてですね、確認に行ったんですけど、ちょっとびっくりしましたね。そこは本村11集落あって、割りと小さい集落でした。しかもその所在地は県道沿いにあるんですよね。集落の奥とかにあれば、なかなか分からない、分かりにくいでしょうけど、県道沿いにありまして、そこを通りますよね、県道ですから。通行すれば、もう家が少ないですから、嫌が上でも目に入って来る。目につく場所だと私は感じたんですけど、現地を調査してそのように感じませんでしたか。

○建設課長（前田逸人君）

現地のほうを確認しまして、それはもう見ております。

○6番（勝山浩平君）

建設業者も大変な条件、努力をして要件を満たして、建設業の許可を得ておりますけれども、じゃ、その建物がない業者の本店としての機能、営業所としての機能はどこに有しているんですか。

○建設課長（前田逸人君）

それにつきましては、聞き取りをしましたところ、今、ちょっと名瀬のほうでやっているということで、聞き取りは聞いております、業者のほうには聞いております。

○6番（勝山浩平君）

建設業許可有効期間5年ですよ。変更があった場合には県に報告をしないとイケない。営業所

に関する情報は変更後30日以内。今回、営業所がなかった業者、5年に1回ですから、やろうと思えば、私の計算では4回か5回は5年1回ですよ、更新の時期に申請ができたでしょうし、住所、今回初めて書類を見て分かったとかいうことでしたけど、住所に関しても変更があれば30日以内に提出をしないとなっておりますが、これはどのように認識をされておりますか。

○建設課長（前田逸人君）

住所の変更、一応先ほども申しましたが、入札参加資格申請書のほうには県の許可書がついておりますので、そこで確認を村内に住所があるというのを確認しております、こちらのほうでは営業所の所在地までは確認はしておりません。また、建設業法に関しましては、今県のほうに相談をしておりますので、県の判断を仰ぎたいと思っております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

去年の6月ですね、この業者は代表と一番大事な経營業務管理責任者の変更届を去年出しているんですよ。でもそのときに住所の変更届は出しておりませんでした。もう一度確認のために伺いますけど、申請をした所在地に営業所、主たる営業所、本店がないことは、一般論として県が判断しますけど、村の建築としては違法行為にあたりますか。

○建設課長（前田逸人君）

それは建設業許可についての許可権者は鹿児島県の知事になっておりますので、こちらで答弁は差し控えたいと思います。以上です。

○6番（勝山浩平君）

では鹿児島県がこれから、現地調査を行いますか。

○建設課長（前田逸人君）

村は現地を確認いたしまして、そういった形で村長の答弁にもありましたように、事業所がないということでありましたので、村は県のほうには報告しておりますので、そこは県のほうはどう動くかは、県のほうにまた確認しているところでございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

今回、聞き取り調査をしたら、営業所、大事な営業所は名瀬に置いてありますよということでしたが、先ほど提出を求めた平成14年の地元業者とはという定義、話し合われた内容。今回、明らかに誰が見ても建物が無い、営業所としては見なされないんですよ。なのに、何十年もそこに営業所の申請をしていたのは、どんな理由が考えられますか。

○建設課長（前田逸人君）

そこは事業者さんが、業者さんが考えることであって、私たちがどう、そういうふうになったのか、ちょっとそこはちょっと分かりかねます。以上です。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと補足して説明させていただければ、その当時はそこに事務所が存在してしまっていて、そこに住所をやっていたということで、我々もその当時から指名の在り方についての業者の住所の届出

がそうになっていたと思います。その後、その事務所がそこに存在していた後に、台風等で何か事務所がなくなってから、もう事務所の住所を移してあったという認識だったということで、我々も聞いたもんですから、先ほどの答弁で同地区内のところに住所が移されていたという認識があったようでございますので、村としては県の許可権者は県でありますけれども、村としては指名業者の業者でございますので、とりあえず住所の所在しなかった場合は是正勧告なり、やっぱりその措置をですね、まずしてもらうのが先じゃないかということで、我々はそういう指導を行ったところでもございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

ありがとうございます。同じ地区内に営業所を移すとありましたけれども、営業所としての最低限度の要件がありますよね。廃屋とかじゃだめなんですよ。それは御理解されていますか。どのような要件なんですか。

○建設課長（前田逸人君）

営業所としましては、こちらで調べましたところ、事務機、パソコン、あとは応接室、あとはOA機器、OA機器はあるんですね、あとコピー機があることが事務所の位置付けになっております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

県のホームページに載っておりましたけれども、営業所、申請の時期に営業所の写真、外観、内部のカラー写真を添付、これが先ほど申し上げた添付書類ですね、添付書類を出して申請をしないといけないとなっておりますが、本村は鹿児島県と同様、鹿児島県のコピーをもらって資格審査、指名審査しているということでありましたけれども、ではその営業所がないというのを、おかしいと言って来る方は、私の周り、結構いるんですよ。その方は、黙認しているんじゃないと疑っているんですよ。先ほどおっしゃいました。県道沿いにあるんで、建物があるかないか、すぐ分かるんですよ。例えば次の集落にもまた仕事で行く課長さんたちいらっしゃいますでしょうし、見て分かるんですよ。黙認していたんじゃないかな。それでもし、ほかの建設業者、まっとうな業者、公共工事が減ってくる中で、しのぎを削って雇用して貢献して頑張っていますよ。そういった業者に対して申し訳ないという気持ちもあって一般質問していますけれども、これを見逃していた本村の指名とか入札の在り方に問題はありませんか。

○建設課長（前田逸人君）

県のほうでは、新規の場合は写真、建物の写真、位置図をつけて申請を、入札参加資格申請書をやっているということは確認しております。こういった事情がありました以上はですね、村の入札参加資格申請書についても、今度からですね、位置図、事務所の位置図、それと建物の写真、そして建物内部の写真も要綱の中に16項目の中に、15項目ありますけれども、それを必ず次からは入れるような形で対処していきたいと考えております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

2020年の予算委員会ですね、同僚の蔵議員が業者の健全性ということについて、質疑をしております。従業員がその会社にいるのか、技術者、資格者がいるのかということで、答弁に関しまして、これから、今後ですね、2020年3月の答弁ですよ。技術者や作業員の確認をしていくと答弁をされております。今回、建設業の許可要件に、本当に大事な経營業務管理責任者、専任技術者はいない、常勤しないといけない。週7日間で5日間働くとしたら、5日はほぼ営業所にいないといけない、これが常勤制ですけど、この業者、その資格者がいないということになりませんか、常勤をしていない。

○建設課長（前田逸人君）

入札参加資格申請書の中には、そういった専任の事務員の確認、そういったものは県の申請の中にその写しがついていきますので、その中にはちゃんと入っております。それについて、結局そういった形で確認はしております、一応しております。すみません、もう一度その後のほうの質問、すみません。

○6番（勝山浩平君）

経營業務上の管理責任者、専任技術者、ちょっと舌がまわらなくてごめんなさい、専任技術者と経營業務管理責任者、建設業許可を取るために一番大事な資格者です。その方が営業所の責任を持ち、現場をしっかりと見るということであると思っておりますけれども、じゃ、この業者の1社あると言いましたけど、この業者のこの大事な二つの資格者はどこにいるんですか、常勤する場所がないですよ。

○建設課長（前田逸人君）

それは県の審査事項の中に入っていることですので、それも県のほうに確認したいと思っております。今、確認しているところでございます。よろしいですか。

○6番（勝山浩平君）

ちょっと脱線しますが、もし分かれば教えてほしいんですけど、専任技術者は営業所に常勤をしなければいけない。その同じ申請書に書かれている専任技術者が、現場の現場監督、現場の主任技術者となることができますか。

○建設課長（前田逸人君）

これはですね、営業所の専任は基本的に兼ねることはできませんけども、その何と言うんです、専任、工事の専任技術者になっているときには、それは兼ねることはできませんけれども、あとはその工事の専任技術者以外の場合については、事務所と兼任はできると考えております。

○6番（勝山浩平君）

専任技術者は営業所本店、または本店に常勤なんですね。もし離れるとしても、すぐ戻って来れる距離にしか行ったらだめというのがあります。その現場の主任技術者、現場の責任者ですから、現場から離れることはできませんよね。それを兼任することができますかということ、また県にも確認をしてもらいたい。本村が発注した過去の工事に、建物の耐震工事にこのような事例があり

ます。そこも調べて県に確認をしてもらいたいんですが、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

それは県のほうにももう一回確認したいと思います。以上です。

○6番（勝山浩平君）

許可権者である県がこれから調査聞き取りをして判断をしていくかもしれませんが、村は県の判断が出るまでの間、工事の発注等はどのように考えますか。

○副村長（仲新城長政君）

今後の指名につきましてはですね、村としましては村に提出されました入札参加資格審査書に添付されている県の建設業許可証の営業所在地が今回確認できなかったことによりまして、現時点では村の入札は参加できないものと考えております。

○6番（勝山浩平君）

参加できないと言うことは指名停止ということですよ。ではない。ではその参加できない期間というのは、どれぐらいを考えていますか。

○副村長（仲新城長政君）

その期間につきましては、また県の確認を見てですね、判断したいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

許可は県、分かりました。発注者として普段からですね、村の9業者を指導監督していく責任は村にありますか。

○建設課長（前田逸人君）

それは議員がおっしゃるとおり、指導監督はこれからもしっかりと、そういったことが、専任技術者にも含めてですね、主任技術者、あと現場についても、現場代理人が常駐するような形で、しっかりと今後も指導していきたいと考えております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

質問を少し変えますけど、その業者の所在地に営業所または本店がないと確認をしたのはいつですか。

○建設課長（前田逸人君）

今回、こういった質問があって、そのときによって現地を確認して、それで初めて確認を取ったところでございます。

○6番（勝山浩平君）

何度も言いますけど、小さな集落で県道沿いというのを念頭に置いてくださいよ。知らなかったと言ったら、結構村民も納得する方は少ないんじゃないかなと思いますけど。では、営業所を構えるのであれば、地方税、固定資産税がかかってきますよね。台風で壊れて建物がなくなった。普通でしたらそこから固定資産税がなくなっているはずですよ。その固定資産税とかの確認も例規集を見たら、本村、していますよね。滞納がないかどうかで、地方税、固定資産税も見ていますけど、固

定資産税の確認等はどうなっていますか。

○建設課長（前田逸人君）

固定資産税の提出もしております。その業者が持っている全体の固定資産についての証明はいただいているところでございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

全体の固定資産税、営業所の固定資産税の確認はこれまでしていなかったということですか。

○建設課長（前田逸人君）

それはその業者に一つについてのちゃんと滞納がないかという資産税についての書類は提出していただいております、おったところでございます。

○6番（勝山浩平君）

また質問を変えますけど、本村から各業者に通知を、メールとか、郵送とかしますよね。入札参加資格の結果の通知、入札執行通知、工事検査の通知、評定の通知、認定の通知、認定結果の通知、また支払通知書など、郵便物で送ることはありませんか。

○建設課長（前田逸人君）

郵便物で送ってあります。以上です。

○6番（勝山浩平君）

ではその営業所または本店がない業者はどこに送っていたんですか。

○建設課長（前田逸人君）

それも建設業許可のあるその住所に送っております。付け加えて言いますけど、返送もありませんでした。こちらのほうにはありませんでした。

○6番（勝山浩平君）

郵便物転送、1年間はできますからね、更新をしていけば。そういった手続を踏んでいるかもしれませんが、先ほど、県へ今の状況の報告をしますということでありましたけれども、公務員、地方公務員、国家公務員、法律に従って職務を遂行する義務がありますよね。

○建設課長（前田逸人君）

それはそのとおりであると思います。

○6番（勝山浩平君）

公務員の告発の義務というのがありますけれども、これはどのような内容ですか。

○建設課長（前田逸人君）

それはちょっと申し訳ございません、ちょっと勉強不足で、ちょっとそこは調べておりませんでした。

○6番（勝山浩平君）

刑事訴訟法第239条です。またもう1点、この公務員の告発の義務は、内容をどなたか。これはですね、公務員は違法行為を知ったら告発をしなければならない。地方公務員法第29条第1項、怠

った場合には罰則がある。何度も申し上げますけど、県道沿いのすぐ、本当に目につく場所、その所在地は。あるかないかというのは、村民もほとんど分かるんですよ。今後、鹿児島県が違法性がありましたという県からの報告を受けたときには、この公務員の告発の義務を遵奉して、このとおりに告発等を行いますか。

○村長（伊集院 幼君）

この件に関しましては、その違法性と、違法になるかも分かりませんが、手続上、その是正勧告とか、それが建設業に違反しているのかということに、どうつながるのか、ちょっと我々もそういう点は勉強不足がありまして、その点を県から、今回、その住所に営業所がなかったということでありますので、我々は発注者としては県の建設業許可申請の中の住所が正しいものだということで認識をしたものですから、申し訳ございませんけど、我々も今回、議員の質問に出てきた中で確認をしたら、そこに所在してなかったということを判明したということですので、我々が告発するかということは、確かにその県の判断を待った中で、我々もどういう手続を踏んでいくかなということを、ちょっと今確認をしているところでございますので、それによって対応させていただきたいというように思います。

○6番（勝山浩平君）

監督処分、行政処分になりますけど、これは時効はありませんから、まず本当、先ほど今回質問したのは、本当にその建設業、雇用、繰り返します、地域の経済、すごい頑張っていて、遵奉精神で一生懸命、何とか工事が少ない中、頑張っているんですよ。そうしたまた方々が、村に対して変な疑惑の目を向けたり、また村民がそういったおかしいなと感じることがないようにですね、鹿児島県の判断が出ましたら、行政としても法に従って粛々と対応してもらいたいと思います。

ペット連れの避難所を伺いたいと思います。去年の9月ですね、ペットの安全を守る会が本村に署名、ペット避難所の署名を添えて要望をされており、検討はされていることが分かって、大変ありがたいなと感じました。これまで、ペットが理由で避難を遠慮した方、私は耳にしているんですけど、各地区の消防団を通して、そのような情報は届いておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

この避難所運営に関しましては、まず令和2年9月だったと思いますけれども、台風10号、これが全国的、報道の中でですね、戦後最大級の台風の襲来があるという報道の中で、村内においても各避難所に多数の方が避難されておられます。その中では、まずこのペットに関して、一緒に避難されたことは、まず最初に聞いたのは令和2年度の9月の台風の避難のときでございました。その方に関しましては、やはり御質問の中でもありましたように、やはりしばらく遠慮はしていたと。車の中でペットと一緒にいたにも関わらず、当時、ある学校の校長先生の配慮によって体育館の入り口のほうにですね、ぜひどうぞという避難をさせていただいたという実績もあります。そのほかですね、これは避難場所、避難所じゃないですけど、避難場所といいますか、今回の今年の1月ですね、フンガトンガの地震の際の避難場所においてですね、やはりペットと避難したときには、

もちろんそこは避難所はないんですけど、避難場所で一緒に車の中で避難したという報告を受けておりまして、台風避難の際にはですね、答弁にもありましたが、各学校には職員、そして今、各集落避難所には消防団を配置した中で、必ず検証をしているところでもございまして、その中で少なからずもペットの避難に関しての在り方も、今後検討すべきだというお話も伺っているところがございます。ですので、答弁の中にもございましたが、やはりペット避難の同行避難にはですね、どうしてもやっぱり同じ、一番はその地域の集落の避難場所がいいんでしょうけれども、限られたスペースになってきますので、そこはまた自主防災組織の理解も必要ですし、万が一、そこに避難できないということであれば、その他25カ所あるうちの公共施設ですね、そこを限定した形で避難のペットの同行避難という形の指定避難所という形がとれるのかですね、それからまたその公共施設を管理する部署との連携を図りながらですね、対応を図れないかという協議をですね、進めさせていただければというふうに思っています。

○6番（勝山浩平君）

以前、村の防災センターにも小型種ですけど、避難をさせてもらえたという方がいて、とても感謝をしておりました。また、村長からありましたガイドライン、ルールに関しましても、環境省が作っていたり、また最近鹿児島県も作っていて、この間の9月の台風、でかいの来る来るとかいつて、みんな用心したんですけど、逸れてよかったんですけどね、そのときも県内43市町村のうち15市町村が避難所、ペット同行可能の開設をしております。そういった先進事例を参考にしながら、ペットが嫌いな方、苦手な方も、実際、私も動物は好きですけど、犬に咬まれたことがあって、ちょっと苦手なんですよ。確かにいらっしゃいますけど、学校とかの避難所、広いスペースでは可能だと思いますので、ぜひ導入へ向けて進めてもらいたいと思います。

妊娠時から出産までの支援充実、これ、本当村長の答弁からも大変、今取り組んでいることを私に分からずに質問をしてしまって、本当、申し訳ないと思っておりますけど、先日、相談ちょっと受けて、保健福祉課に相談をしたら、すぐ丁寧に対応してもらったんですよ。その件につきましても、本当に誠にありがとうございました。本村の第2期の子ども子育て支援計画にも、地域の力を活用して、人材を育成しながら産後、産前産後、そして乳幼児からの支援をしていこうというような取組が記されておりますので、こういったすばらしい計画をまた実行に移しながらですね、地域のみなさんを巻き込んでですね、何とか身寄りのない保護者が困っているときに手を差し伸べることができるような体制を作ってもらいたいと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

これで、6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

次に、5番、藏 正君の発言を許可します。

○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。早速ですが、一般質問を申し上げます。まず、大和村でお金を使わせる構想はどのようなものかと、少し品のない通告をしてしまったと反省していますが、伺いたいことは

本村に来られる人たちに対して、食事処やお土産コーナーを充実させ、そこが潤うことで村全体への波及効果も期待できるのではないかとの思いから述べていることを御理解いただきたいと思いません。

通告した項目についての答弁をいただいた後に、まほろば館の運営やふるさと納税返礼品の扱いについても少し触れさせていただきたいと思えます。

2番目は、JAの取り扱う牛ふん堆肥を輸送コスト支援品目に取り上げていただく取組をしていただけないかということでございます。JAの取り扱う堆肥の価格構成は、輸送費用が5割以上、6割近くかかっております。それで入荷してフレコン堆肥については、農協から畑までの配達料も加算されて、本土との価格差は3倍ほどに膨らみます。本村の生産者は大和村からの助成金により何とか利用できていますが、鹿児島本土との平準化を図る輸送コスト支援事業の生産支援品目に位置づけることで、輸送コストを削減し、価格が大幅に改善されれば利用率も高まり、全品目において生産拡大が見込まれます。堆肥の利用については、持続可能な農業の取組についても欠かせないものであり、県本土との価格是正を考える上でも、価格に占められる輸送費については、奄美大島全市町村共通の課題であると考えられます。ついては、令和5年度間に合わなければ、再延長の奄振事業の輸送コスト支援対象品目に取り上げてもらえるよう取り組んでいただきたいと存じますが、村長の答弁を求めます。

最後に、子育て支援の更なる充実について伺います。4年度に対し5年度はどのような拡充策を計画しているのかと通告しましたが、子育て支援の幅が広すぎるので、今回は本村の保育体制に絞って伺いたいと思えます。

これまで、我々も0歳児保育の導入とか、幼児教育を取り入れるべきではないかとの意見を述べてきましたが、今回、本村の保育体制について聞き取り調査を行ったところ、指揮命令系統の不在や保育士の不足など、喫緊の課題が山積しており、その課題解決なくして保育内容の充実は図れないと考え、今後の保育体制の在り方について伺いたいと思えます。

以上、壇上より申し上げます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの蔵議員の御質問にお答えをいたしますが、議員の中で詳細に質問がなかったわけでございますけれども、通告に沿って1番目の大和村で金を使わせる構想からちょっと答弁をさせていただければというふうに思えます。

議員の皆さんが先般、北山村視察後に何らかの検討はされたのかということについて、まずお答えをさせていただきます。

10月24日から27日までの3日間の日程で行われました和歌山県北山村を中心とした所管事務調査の調査内容が、ふるさと納税に関する取組となっておりますので、関係課のほうから2名の職員が同行をさせていただき、北山村のふるさと納税の特徴的な取組として勉強をさせていただきました。

その中で、二つのポイントが上げられております。1点目が他自治体との共通返礼品の取組であります。和歌山県九度山町が主体となって県内の複数の自治体が互いに返礼品を融通し合う共通返礼品に関する組織を設置し、当該組織へ北山村も参加しているとのことであります。共通返礼品のメリットは、アイテム数が増加し、選択肢が増えることによる納税策としての魅力の向上、そして他の自治体への納税であっても、商品の宣伝窓口が増えることによる宣伝効果や、自治体内事業者の返礼品が選択されることによって、販路拡大集約性の向上効果を得られるという点であります。

本村でも奄美市、龍郷町、宇検村、徳之島町と同意を取り交わし、46品目の返礼品の提供をうけておりますが、本村からほかの自治体への返礼品の提供は行っていないところでありますが、前述しましたメリットを享受するためにも、共通返礼品の拡大の在り方、方策を検討してまいりたいと考えております。

2点目が、PRグッズ返礼品の取組であります。自治体の広報目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ類であり、形状、名称、その他の特徴から当該自治体の返礼品等であることが明白なものが認められており、北山村ではドリップコーヒーやゴルフボール等のPRグッズ返礼品を提供しておりました。

自治体内で生産、製造されていない商品であっても、パッケージに自治体をPRする観光名所の写真やキャラクター等をデザインすることで、県外で製造される商品であっても、一般的に人気の高い品目の商品を返礼品として取り扱いができ、寄附者からの納税動機の喚起につながることも期待されることから、実際に製造した場合の費用対効果も含め、検討をしたいと考えております。

次に、主管課と人材配置についてであります。ふるさと納税返礼品開発及び民間事業者の商品開発のサポートということでありましたら、基本的には企画観光課が主体となり、関係各所と連携を図りながら実施することとなります。人材配置につきましても、職員が業務を兼任する形で担当しているところであります。今後の人員配置につきましては、担当職員のサポートや商品開発等に携わる人材の育成という観点で、地域おこし協力隊の配置の検討をしているところであります。

次に、発展途上の12品目の商品化に向けた工程についてであります。商品化への取組と合わせて答弁をさせていただきます。

試作済みの12品目の商品化への取組でございますが、製造者側と意見交換を行いまして、今年度の大和村集落まるごと体験事業におきまして、商品化の際に特に経費負担の大きい商品パッケージデザインの作成を実施することとしております。パッケージデザイン以外にも食品表示法に基づく基準を満たす表示が必須なため、保健所等に指導・助言をいただき、必要に応じ衛生検査等を行い、作成する必要があります。パッケージデザイン及び商品表示ができましたら、販売可能となる状態に商品が仕上がりますので、当該商品を大和まほろば館やその他の取り扱い可能な店舗、施設等においてテスト販売を行い、マーケットリサーチを行うことを計画しております。テスト販売を経て消費者ニーズを捉え、本格的に完成されましたら商品の販路拡大にも官民共同で取り組みたいと考えております。

また、産業化への取組に関しましては、新たな事業所の掘り起しや後継者の育成が必要であると考えております。現在、村内で加工品を製造しております団体は4団体しかなく、そのうち安定して製造から販売まで行っている団体は1団体のみであり、他の団体は少ない品目を少量生産しかできない状況にあります。村といたしましても、加工品づくりを産業として村全体で活性化させていくためには、新たな事業者の掘り起しや後継者の育成を行い、事業者を増やす取組が必要であるとと考えております。そのために、既存事業者や新たに事業を起こしたいと考えている潜在的事業候補者も含めて、意見交換、情報共有ができる場を設け、事業者間の共同による新たなコラボ商品が開発される可能性のある機会や、潜在的事業候補者が先輩事業者からアドバイスをいただける機会の創出を図るとともに、鹿児島農山漁村発イノベーションサポートセンターと連携を行い、商品開発や経営の在り方を学ぶ6次産業化セミナーを開催するなど、足腰の強い持続可能な事業者育成を図り、産業としての裾野を広げる取り組みを推進したいと考えております。

最後にレトルト殺菌機の利用構想についてですが、当該機器は、令和元年度に大和村集落まるごと体験協議会が事業主体となって、農水省の農村漁村振興交付金の直接交付を受け、導入している機器であります。今後も引き続き協議会の関係事業者が加工食品製造を行う際に使用することをございました。

次に、2点目の堆肥の輸送コスト支援品目についての御質問でございますが、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業は、出荷に係る輸送コストを補助することにより、奄美群島の流通条件の不利性を改善し、生産振興や産業振興を促進するため、平成26年度に創設された事業でございます。当初は、奄美群島で生産された本土へ出荷する農林水産物55品目が対象となっております。その後、制度が拡充されて、加工品や原材料等が対象品目として追加され、現在に至っております。

対象品目として追加された加工品におきましては1市町村5品目まで、原材料等は1市町村3品目までと決まっております、各市町村がそれぞれの自分の市町村の実情に合わせ品目を選定しているところでございます。

議員の御質問の堆肥につきましては、原材料等に分類されるかと思いますが、大和村におきましては、スモモ用段ボール、クルマエビ用配合飼料、電気機械用鉄板の3種類を原材料等の対象品目に指定をしているところでございます。

堆肥を対象品目に追加する場合には、この3種類のうち1種類を対象外にする必要があるほか、令和5年度につきましてはもうすでに要望等も済んでいるところでもございますので、来年度の実施は難しいというふうに考えるところでもございます。

先ほども申しあげましたように、原材料等の対象品目は各市町村で異なることから、大和村で堆肥を対象品目に追加しても、他市町村では対象品目にならない場合も考えられます。そのため、大和村分だけの正確な輸送コストを把握する必要が生じてくるのではないかとというふうに考えるところでございます。

また、輸送コスト支援事業は国庫補助事業であります。現制度では、その堆肥が奄美群島外に出

荷される農林水産物の生産に使われなければなりません。堆肥は年間約3,000袋程度を合同会社ひとみで販売をしているところであり、村民は誰でも同価格で平等に購入できますが、堆肥が対象品目になると同じ村民でも購入価格を変えて販売する必要が出てきます。令和4年度は肥料価格が高騰し、その対策として村単独の肥料助成事業と併せ、高騰分についてはコロナ対策臨時交付金を当て、大和村農家は肥料高騰の影響受けないように対処しているところでもあります。

化学肥料が軒並み高騰したのに対しまして、堆肥は国内、県内で全て材料が調達されて製造されているため、価格はほぼ据え置かれ、肥料高騰の影響はそれほど受けておりません。議員がおっしゃるように、堆肥が対象品目に追加されれば、大和村の多くの農家が恩恵を受けるとは思いますが、これまで述べたように、追加するためのハードルは決して低くはありません。現在、奄美群島振興開発事業の延長に向けた取組も進められている中で、この堆肥の件につきましては群島全体の問題として県や市町村、JA等で連携を図りながら制度の改正も含めて取り組んでいく必要があると思っております。

私たちが今、総合調査が進められている状況でございますので、今の議員の御意見を一度会議のときに申し上げさせていただいて、どういう形で取り上げていただけるのか、我々も取組をしたいというふうに思うところでございます。

次に、3点目の子育て支援の更なる充実を図ることについての御質問でございますが、これまで村としてもいろいろと子育て支援の対策を講じてきております。また、0歳保育を始めまして、我々も職員体制に苦慮しているのが本当に現状でございます。それから、0歳保育の中でも預けられる方が増えてきたことで、皆さんの御理解をいただき、湯湾釜分校跡地を活用し、我々も保育をスタートしております。また、既存の保育所におきましても、園児が増えている状況もありまして、我々も今後どういう体制でとっていくのかということ、今、庁内でも議論もしているところでもございます。子育てがしやすい大和村の環境づくりについては、議会からもいろいろと御提言をいただき入る中でございますので、我々もしっかり子育てをするための、そしてまたお母さんが働きやすい環境づくりを含めてですね、我々も保育の体制については、まだまだやり足りない部分があるかというふうに考えているところでもございます。

そういう中では、子育てをしている皆さんのお困りごとに対する取組が、これからはあるのではないかとということで、子育て世代包括支援センターを中心としまして、相談体制の充実を目指し、ベビーサロンやペアレントプログラム等、保護者が集まる機会を設けながら、いろいろと相談に対応させていただいているところでもございますので、そういう点から含めて、子育て支援につきましては、まだまだ課題が残っていることが我々も認識をしておりますので、これからまた次のステップに向けて、我々も体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（藏 正君）

最初に通告の内容と実際の質問のあれが少しずれてしまっているところ、お詫び申し上げます。

最初に、大和村でお金を使わせる構想はということで通告してある部分のことについてなんですけども、先ほど村長の答弁の中で、まず、ふるさと納税返礼品についての対応を、これからいろいろ、共通返礼品について取り組んでいきたいという言葉があったのは、すごく喜ばしいことだと思っております。

私が今回、聞き取り調査を行った中でですね、実際に返礼品に携わっている企画課長といろいろお話をさせていただきましたけども、やはりその壁は結構ハードル高いよということで、なかなか難しい課題がいっぱい残っていますということでしたが、村長自らがその辺について取り組んでいかれるという姿勢を示してくださったことに対して、すごく期待しているところです。

もう一つ、返礼品の、大和村の返礼品についても、企画課長から細かい資料を、実際には手元にない資料をわざわざ作っていただいて、時間を割いていただいたことに対して御礼申し上げます、ありがとうございます。この資料をのぞかしていった中で、すぐに気付いたのがですね、大和村の品物、大和村内で開発された品物というのは、ほぼ、ほぼというか、ときどきまほろば館のセットが、Aセット、Bセットというのが出てくるぐらいで、ほとんど、いわば主だったのが焼酎だったり、タンカンがあるときはタンカンだったり、隣り町のセットものだったりとかいうものが現状だということについて、ちょっと驚いているところもあります。ですから、それと同じようなことで、産業振興課の方からも、まほろば館の運営についても、過去3年間の収支バランスを見ていったところ、大体売り上げが1,200万ぐらい、300万に届かないぐらいで、支出がですね、費用がそれぐらいで、収入がその半分ぐらい、そういうことで担当の職員と、その収入のほうを、お土産品とか、そういったものも含めて広げていって、量を増やしていくことで、この収支バランスというのは、以前と比べて大分緩和されてきているわけですから、ですから、今度は次のステップでいったら、この収支バランスを黒字化に向けての計画を立てるにはということを考えていかないといけないんじゃないのという話をしたところ、今の加工品、さっき村長の答弁にもありましたけど、加工業者の方とかいうのは、そのグループの方が一番いろいろ作ってもらっているんですけど、ほかは小規模の3団体だけで、しかもその原料の確保、スモモの原料の確保もちょっと厳しかったりするときもあればということで、売れてないわけじゃない、全部作った分は年間で販売は終了していて、在庫を抱えることはなくて、微増で加工品の取り扱いが微増で増えてはいるんですけど。だけど、そういった今の生産団体とか、原料の確保とかいうのを考えていったときに、今の状況ではすぐに量も増やせるような商品開発というのは、人員的にもどうなのかなと、今のところすぐすぐの改善を図るのは厳しいという返事をいただいて、なるほど現状はそうなんだなというふうに理解いたしました。だけど、じゃ、このままでいいのかということなんですよね、問題は。このままでいいのかというのを考えたら、ふるさと納税の返礼品はほぼほかのところからの力を借りて補っている。まほろば館の運営についても、自助努力では今が精一杯。ということは、黒字化は無理な状況という

ことは、そのままいいということではないと思うんですよ。そこで、この間、福井のほうから高島社長という方がいらっしゃっていて、その人は鹿児島県の牛を取り扱っているから、鹿児島に恩返しをしたいんだと。鹿児島県の牛の基は大島の牛が母体になっていると。だけど大和村では牛を出していないから、そこに乗っかるのも難しいですよという話がありましたけど、その話の中で、社長が提案した一つの中にですね、あれと思ったのが、大和村のスモモのたれがあると。大和村のスモモのたれはちょっと甘めに作ってありますよねと。だから、高級肉とはそうマッチしない。甘い、脂が甘いのが高級肉だから、そこでかち合ってしまうから高級肉には合わないけども、だけど、マザービーフといって、廃用される子供を生んだ後のマザービーフのほうを肥育し直してやる牛とかというのが、そういった脂のところは逆に相性が合うんじゃないかなという話があったときに、その起業ではコラボ商品というか、プライベートブランド商品とPBとよくいわれますけど、大和村のブランド品にするために、自分たちの肉を提供して、大和村のたれを使って、今の冷凍技術でいけば、味付けをしてしまった肉を冷凍加工して、大和村にお返しして、それはもう解凍するだけで食べられる、今、すごく冷凍技術が発達して、ラーメンなんかもそのままチンするだけで、作りたてのラーメンが食べられるような時代ですから、そういったものにする方法がありますよという話を受けました。そうなったときにですよ、企画課長に伺いたいのは、その大和、奄美、大和村のたれとその肉とがブレンドされた大和ビーフとかというのが、大和村のブランド品ができたときに、もうそれはすでにほかのところの商品じゃなくて、大和村の商品という位置づけで、その返礼品取り扱いできるんじゃないかなと、僕なんかは思うんですけど、それはいかがですかね。

○企画観光課長（早川勝志君）

ふるさと納税の返礼品の基準でございますが、まず、基本的に原則なんですけど、地場産というのがうたわれていまして、これは平成31年の4月1日に総務省の告示が出されております。その中で、ある近畿地方の市がですね、ふるさと納税の返礼品にアマゾンのギフト券を配ったりして、それがやはり地元、おかしいんじゃないかということで、そういう告示が出されたところでございます。その告示によりまして、地場産の基準が厳密化されました。その中で、基本的には原材料が本村で製造したものか、もしくは最終的にはやはり本村で製造加工したものかというのが原則地場産の扱いになります。そのほかに扱える商品といたしましては、先ほども議員のほうでおっしゃったんですけども、近隣市町村と文化が同じ地域で、例えば、焼酎とか、奄美大島独自の黒糖焼酎とかであれば、その隣の自治体の同意が得られれば共通返礼品として使用することは可能というふうになっておりますので、先ほど申し上げました、議員がおっしゃった私、村から出ていない原材料から作られてたものに対しては、やはり難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

私が聞きたいのは、その肉は確かに課長が言うように、大和村から牛も出てないし、出てないけども、肉を原料として、大和村の素材のスモモとマッチアップさせた加工品を、大和村のプライベ

ートブランド品として作り上げたときに、それは大和村の特徴を持った商品になるのではないですかということを知っています。それだったら、ほかで、原料はほかで、大和村のものも素材も入っているわけですから、それはそれこそ共通返礼品という取り扱いができるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

すみません、その商品というものが、具体的に例えばどういったものかというのを、中身を判断させていただいてからの判断になるかと思います。

○5番（藏 正君）

返礼品についての壁がすごく高いのは勉強させていただきました。だけど、その壁を破って返礼品の幅を広げていく、納税も確保するし、その原料を、肉はなくても、その原料のスモモをもっと作ってもらおうとか、そういったつながりをもっていくことで、僕が言う、大和村の村民の生産力意欲向上等につなげていかなければいけないという発想を持ってもらいたいと思って申し上げています。このプライベートブランドにしてしまえば、大和村の商品として位置付け、もちろんできますよというふうになるんだったら、さっき言ったまほろば館の、今壁に当たっている売上げ微増の中で、だけどほかのところの原料を借りて、大和村のものとのコラボ商品を作って売り出すことで、まほろば館の売上げも、島だけのものじゃないものとのコラボ商品というのが次々出てくることで、島の宣伝もできるし、売上げも期待できるというふうなものに、その返礼品だけでなく、まほろば館の将来の構想にもつながることだと思っております。だからそういったものを、そんな商品ができるんですよということのアイデアを僕なんか知らなくてですね、もう一つだけ撤回したいのは、撤回までしませんけど、大和村で商品開発室を作れとか、そこに人材を配置するべきじゃないかとかいうことを言ってきましたけども、それは決して間違いじゃなくてね、さっき言った小さな事業所の方々が、そのレトルト殺菌機を使ってそれぞれの商品を編み出していくというのは、それなりの島の中での取組では絶対必要なことだと思うんですけど、じゃなくて、その全体的な生産意欲向上につながるような構想としては、そういった加工とか、加工品商品開発とかいうところには、島にいらなくても、プロフェッショナルの力とか、そういったものを利用する、そういったことに調査していく費用とか、そういったものに予算化してすることで、今まで長くかかってきたことが、短時間で商品ができあがったりとか、そういったことにつながっていくんじゃないかなと思うんですけど、そういう構想について、産業課長の御意見をちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

○産業振興課長（郁島武正君）

返礼品でまほろば館の商品を使えば、産業振興課が目指しているまほろば館の売上げ増に確実につながると思います。蔵議員は今が限界だと、なかなか黒字にはならないだろうと、担当からも聞いたと思いますが、私はこの間の補正予算でもまほろば館の使用料、販売手数料、売上手数を全て増額いたしました。まほろば館売上手につまましては、昨年の実績が380万だったのに対し、今

年の実績がもうすでに11月末でもうすでに490万を超えているということで、補正を増額したところですが、確かに加工グループの方も人員が限られており、保存する冷蔵庫の容量も限られております。また、材料となるスモモの生産量も上下が激しい中、原料、原材料を確保することも困難なんですが、それらを全てクリアするというのは難しいんですが、道の駅構想もありますし、そのような施設の問題、加工グループの人員の問題等も考慮したら、将来的には黒字化なるような、コロナ禍次第ですけども、今の時点で収束には、完全な収束にはなっていませんが、収束状況というだけで、観光客が大分伸びて、8月の売上げは過去最高というふうに聞いておりますので、その辺を含めたら、自分としては黒字化は可能ではないかと思っているところです。質問とちょっと違ったかもしれませんが。

○5番（藏 正君）

まほろば館が令和4年度には黒字の数字が出せるというのは、それは大変喜ばしいことなんですよ。まだまだ、黒字化に向けての動きは見えているということで、でもですね、それはもう喜ばしいことなんですよ、皆さんの努力の成果だというのはもちろんわかっているんですけど、私が頭打ちなんだと思ったのは、今課長もおっしゃった原料の確保も、スモモの表裏があって、あるときにはあるけど、ないときにはそれがぎりぎりの分が確保するのにいっぱいいっぱいだとかいう、そんな状況なんですよ。逆にタンカンについては、もしかしたら原料はあるかもしれないけど、そういった加工品の開発が進んでいない現状にある。だけど、前から取り組んでいるけどなかなかめばしいものができてこないとかいうところに、逆にヒントがあって、そういったところをプロフェッショナルに頼んでその商品化ができたなら、今まで長くかかってできなかったものができてきたときには、それは大和村の本物の商品化なんですよ。けどもう一つヒントだと思ったのは、大和村に原料が限られているタンカン、スモモだけじゃなくてほかのことで大和村というのは原料が限られています。けど、さっき言ったコラボ商品で大和村の名前を付けてもらえる商品という考え方をすると、向こうの材料が9割でこっちの材料が1割でも、その商談が成立すれば大和村の商品としての制作が可能になるかもしれないじゃないですか。そうしたときには、こっちの原材料が足りないよという考え方が、逆にどこの原材料を使っても、けどそれはそのまま売れませんよ、さっき言った壁があるから。売れないけど大和村の商品にできませんかということで考えていけば、それは不可能じゃないんじゃないかなというふうに思えるので、そこら辺にちょっとヒントを、着眼点を置いてですね、商品開発というのを一から、先ほど言いました六次産業かという考え方じゃなくて、その中間の加工研究開発というのはプロフェッショナルの力を利用しようかということと、あとは交渉技術で大和村の商品にしてもらえませんかというような、そういった形での取組をしていったほうが、スピード感もあって、大和村のその今までの課題解決の一つのあれになるんじゃないかなと思うんですけど、村長、いかがでしょうか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに我々も、このふるさと納税の返礼品には、本当に苦労している現状がございます。議員が

おっしゃるように、何でもかんでも我がで作るんじゃなくて、やはりおっしゃったような、我々が原料を提供して、そういうものを作ってもらえれば、大和村の関わったものだという事につながりはできるのかなというふうに思いますので、我々もこれはもう国が決めているからだめだということじゃなくてですね、国の制度をうまく活用した中で、そこにルール違反にならないようなやり方というのが、まさに今、原料を提供してやっていく一つの手だてかなというふうに思いますので、そこら辺はもう一度、我々も庁内でもう一回原点に帰ってですね、納税の在り方、返礼品の在り方をまた議論させていただければというふうに思います。議員が先ほどおっしゃった肉の方ともお会いさせていただきましたので、まずは大和村で何ができるかということも含めてですね、まず肉だけの販売もいいたろうし、次の展開に我々の、やっぱり、肉だけじゃ肉はおいしくありませんので、そこにつけるたれで、また一味変わってくるということもありますので、そこら辺は今後、我々の検討事項にさせていただければというふうに思います。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、そういった発想というか、着眼点で進めていっていただきたいと思いますが、先ほどの答弁の中に、質問の中にもありましたが、主管課と人材配置について企画観光課が主になってきますよという話でしたけれども、やっぱりその商品開発をプロフェッショナルのほうに頼むにしても、そういった発想とか、大和村の原料、これはこの原料、その時点での着眼点とか、そういったものには、何と言うかな、やっぱり適材適所の担当者というのの配置が必要になってくると思うんですね。例えば、大和村まるごと体験交流会のほうに予算を託したりもしていますよね。だから、そことの、そこに任せっぱなしじゃなくて、そことの話し合いとか、こんなのどう思うというのを、やっぱり同レベルで協議できる、そういった人材の配置がとても重要になると思うんですけど、村長、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

これはもうまさしく議員のおっしゃるとおりで、前回もその質問をいただいた中で、我々もどういう体制でやるのかと、これは企画観光課だけが考えることじゃなくて、やっぱりものづくりをしている産業振興課も含めてですね、お互いで意見を出し合いながらやっていくわけでありましてけれども、まさにそこに専属的に関わる人がいないと、やっぱり発想も出てこない、そしてまた時間もつくれないということがあるのかなということを、今議論もしておりますので、それは今約束はできませんけれども、我々も早い時期にそういう体制づくりをしながら取組をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞそういう点について御理解をいただければと思います。

○5番（藏 正君）

2番目の堆肥の輸送コスト支援品目ということですが、先ほど答弁をいただきました、答弁の前半のほうにありましたように、現状の制度では、堆肥が輸送コスト支援品目の生産支援品目には該当しませんと言われて、確かに各市町村で3品目ですか、出荷できる品目に対する資材が対応になるんだと。我々がJAから最初に相談に行ったときの対象品目というのはサトウキビで

したから、サトウキビについての堆肥はと言ったら、サトウキビ自体が島外に出ないですよと、その加工品は出ているかもしれませんが、現在の決まりでは堆肥は対象になりませんということをおっしゃって、できないのは分かっているんです。できないのは分かっているけれども、あえて奄美市にお願いしていますし、市議会にもお願いしています、龍郷町にもお願いしています、龍郷の議会にもお願いして、わざと私も大和村でも取り上げているのは、その制度自体の改革をしてほしいと。この堆肥については、奄美大島に対して堆肥がもう、まず絶対量が足りないということをおっしゃってほしくて、足りない分を鹿児島から仕入れているのが農協の堆肥なんですね。それがもうほぼ6割ぐらいは運賃なんです。向こうのよこもち、あとの船運賃ですね。その時点でもう6割運賃になっているというのは、この輸送コスト支援事業の根本的な考え方の中で、その商品を出したときのスタートラインを一緒にしようという考え方じゃないですか。そしたら、その生産の段階で、そういうとどの品目も生産品目というのはコストがかかっているわけですよ、ほかのに比べたら、だけど、この堆肥に限っては全品目の土台になる、大島の土壌改良をしていくには絶対に必要な品物であって、全品目共通の品物だと考えたときに、この輸送コストがあるおかげで、それだけでも鹿児島の2倍の値段になっている。さらにこっちでの配達料とか考えたときには、もっと農家さんが負担しなければ、一番使いづらい、一番量を使わなければいけない資材が一番使いづらい商品になっているということをおっしゃって、大島地区、僕は農協のこの間の理事会でも、与論までの理事会、理事の皆さん方の意見をお願いして、奄美農協共通の意見として県に上げてくれませんかということで、何とか理解してもらっています。だから、そういった意味で農協も動きます、この大島の全市町村がそこに乗っかって、時期奄振の要望の中に、この堆肥はぜひ特別品目として輸送コストを考えていただきたいということをおっしゃって、みんなの共通の意見として伝えてもらえないかなということで、あえて今回、この一般質問の中に取り入れておりますので理解していただきたいと思いますが、村長、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

堆肥の件は、今回初めて私も伺いまして、今現在、来年度以降の奄振の中にですね、どういう項目を入れていこうかということで、今ちょうど議論がされている中でございます。その中には、今まで具体的に入れてなかった沖縄との連携という言葉も入ってきましたし、教育の問題もこうして項目として出てきましたので、今のこの奄振事業が、条件不利性だけでなく、本当に奄美にどうということに困っているかということが、次期奄振の中では必要ではないかということも、その自民党の委員会の中でも話が出ておりますので、我々としては県のほうにまずはこの堆肥のですね、輸送コストにできないかということをお各市町村長にも話をさせていただいて、なるならにしても、こういう課題があるということはお互いの認識を持っていただくように、我々も働きかけをしていきたいというふうに思います。

○5番（藏 正君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、3番目ですね、これもちょっと漠然とした

質問で、本当申し訳なかったんですけども、子育て支援のさらなる充実を図ろうということで、子育て支援全般をちょっと上げてしまいました。保健福祉課長といろいろ調査というか、聞き取りをしている中で、とても子育て支援の幅というのは広すぎるということで、今回は申し訳ないんですけど、通告の後でしたが、保育の保育所関係のことに重点を絞ってですね、調査をちょっとさせていただきました。まず、今まで我々議会も、0歳児保育を始めたらいんじゃないかと、幼児教育を導入するべきじゃないかと、保護者側の意見に沿った要望事項は、ずっとやってきたんですけど、今回、私はちょっと申し訳ないけど、初めて保育士側の指導員側の意見というのを、ちょっと聞かせてもらおうかなということで調査しましたけれども、そこにはちょっと、僕なんか指導の中身を充実させていきましょうよと、今まで言ってきたこと以前に、今の保育体制を保育士側に立った形を、ちゃんとした体制整備をしていかないと、今までの保育の在り方も、本当は不十分だったんじゃないかなというのが見えてきたので、今回、ちょっと提案したいと、提案したいというか、伺いたいと思いますけれども、まず、大和村の保育体制というのが、ちゃんとした組織体制になっているのかという点なんですよ。大和村には今、へき地保育所が3カ所ですか、今2カ所なのかな。0歳児保育の大和まほろば保育所が1カ所開設されていますけれども、そこに対し、その3カ所に対する保育の保育士たちに対する、何と云うかね、指揮命令系統というんですかね、村の形が全くできてないんじゃないかなということです。要するに、認定こども園なんかだと、園長がいて、主任がいて、担任がいて、とこうあるところなんですけど、その意味のまず園長にあたる人が園長としての役割を果たしているのか、その主任にあたる人がその全体の保育所の現場のことをちゃんと理解しているのかとかいうことを考えていったときに、その園長にあたる人は、もしかしたら村長かもしれない、その主任にあたる人は、保健福祉課長かもしれない。けども、本当にその現場の保育士たちが抱える課題とか、子供たちに影響を与える課題とかいうのを、本当に把握できる状態になっているんですかということについて、保健福祉課長の見解をちょっと伺いたいと思います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

保育の現在の体制という、指揮命令系統ということでございますけれども、本来は、でしたら本当に議員がおっしゃるような一つの園の中でそこが完結できるのが一番望ましいのかなというふうには考えておりますけれども、現在、本村におきましてはへき地保育所、運営が現在2カ所、小規模保育事業ということでまほろば保育園1カ所運営をしている中で、現在、各保育所ごとに責任者という形で1人ずつ配置をしております、そこがある程度の権限を持って各園の取りまとめを行っていくという体制を一つ持っております。さらに、その責任者の中から全体の責任者ということ兼ねるとすることで1人そういった位置付けをさせていただいております。あと本来であれば事務といった細かいものも、その園の中で行われるのが理想ではありますが、実際、そういった配置ができておりませんので、保育所の事務関係につきましては、役場の庁舎で担当を置いて、その事務担当者と各保育所の責任者が主に連絡のやり取りをするというような方法を取っております。

す。現在、以前と比べまして連絡の密度というのも高まっておりまして、現在、ほぼ毎日のように各園と何らかのやり取りをしている状況があったり、あるいはできるだけ細目に巡回をするという中で、そういった本来は園にあればいいというところができないところを、そういった形でカバーしているというような形になっております。

○5番（藏 正君）

ごめんなさいね、今の答弁を聞くと、その体制は取れていますよということですか。例えばですね、今までも保育所の担当者は配置されていましてよ。されていまして、その方が結構早めに変わっていく。変わっていったときに、前一生懸命僕なんかも聞いて、アンケート調査をしてくれとか言って、そのアンケートの調査の結果が集計されていたりしていると思いますけど、その変わっていく状況の中で、そのアンケートの、その調査結果の何というか、そういったものはちゃんと反映されていくのかとか、その引継ぎがされているのかとか、僕が聞き取りしている中では、そこら辺は置き去りにされているんじゃないのというような意見も出ている状況なんですよ。もう一度課長に聞きたいのは、今の在り方で全体の統括ができていくのかということ、僕は伺いたいの、その答弁をお願いします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在、機能として、組織としてはそういう形で置いてはおりますが、実際、そういった責任者の機能、あるいは責任者の統括機能が理想的に働いているかということ、そこは私たちといたしましても、まだまだ不足しているのではないかとこのように感じているところでございます。アンケート調査等につきましても、たまたま1年で、今年度ですね、担当が変わったということはございますけれども、内容の引き継ぎなどはしっかりしておりまして、各園の責任者を中心に定例で定例会などもしている中で、こういった改善ができていくかというのなども話し合いを持っております。もし、そういった中身がよく伝わっていないということでありましたら、各園の責任者を通じて、その園内でしっかり、そういったのがしっかり隅々まで浸透していくようにということは再確認でしてまいりたいと思います。

○5番（藏 正君）

心配するのはですね、さっき言ったその担当者は確かに存在する。責任者というか、各カ所に責任者はいますよと言いますが、そのちょっと心配するのは、その責任者が責任者としての機能が果たされているのかということなんですよ。もしかしたら、変な話ですけど、もしかしたら、年上の方がね、責任者の人よりも年上の経験豊富な方がいらっしゃったりとか、そこに対して自分たちが本当にやりたい保育というは、こんなことをやりませんかという相談をしたときに、それがうまく言えなかったりとか、それが役割でいいんじゃないのという形でないがしろのされてないかとか、こういったことをちゃんと上役が判断できているのか。そういった声はなかなか届いてこないと思うんですね、届きづらいと思う。だから、そういったところまで踏み込んで調査したり、統括して判断できるような、今までの担当者、庁内に置いた担当者に対してですよ、もうちょっと、権

限とか、ものを持たせた状態で全体を本当に統括できるような形というのを作っていかないと、本当の末端の声というのは上に上がって来ないんじゃないかなという恐れがあると思って提案なんですけども、村長、庁内に今言ったその権限者、ちゃんと責任も持たなければいけない、そういった各保育所の各支所を統括できる責任者を、今後配置していくような形を取っていくべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに我々も限られて資格者、人数の中で体制づくりをしています。議員のおっしゃるように、その統率が取れていない部分もあろうかと思しますので、今、担当課長から答弁がありました責任者の在り方、それをもう一度ですね、洗い直して、これはもう我々も早めにその体制づくりを含めてですね、この配置の在り方も含めて、我々が早急に検討させていただきたいと思しますので、そういう不満が出ないような、確かにこのアンケート調査がどうされたのか、どう生かされているのかということを含めてですね、我々はその声を聞いて、100%はできなくても、そういう現場での困りごとに対する取組を我々も改善できるように、しっかり対応させていただきたいというふうに思います。

○5番（藏 正君）

次はですね、人的資源といいますかね、保育士、保育指導員の数というか、確保というんですかね、その保育指導員が僕なんかが見ていても、ちょっともう引退された方が引き続きやっている方が、結構、複数見られるんですけども、その方々の処遇もあんまりいい形というか、ちょっと時給が、その辺の臨時の方と同じぐらいのところ、もしかしたら協力してもらっているんじゃないかなとか思われるんですけど、その辺はいかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

ここ数年、保育所におきましては人材確保というのに大変苦勞しているというのが年々続いているのが現状でございます。ようやく今年度におきまして、少し安定したと申しますか、常に人を探す必要がない状態が、今ようやく迎えることができているという中で、できるだけ安定化を図っていきたく思っているところなんですけれども、実際、働いている方々といましては、再任用職員を含めまして保育士の免許を持って、一度退職はされたけれども、そのまま引き続きお手伝いをいただいているという方々もいらっしゃいます。ただそういった方々に対しましては、特別低賃金というわけではございませんで、会計年度職員といまして規定に沿った額での配置を、仕事をお願いしているというような状況でございます。

○5番（藏 正君）

少し安心しましたけれども、その保育士の確保について、もちろん募集はされているわけですよ。その募集に対して定員以上の応募は来られていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今年度におきましても職員の募集ということで行っておりますけれども、一次においては応募が

なかったという状況でございます。

○5番（藏 正君）

この応募がなかったところに、すごく問題があると思うんですよ。その要因は、応募がこない要因はどのようなことだと考えますか。

○総務課長（政村勇二君）

今、一般職員の採用試験も兼ねてのことで答弁をさせていただきたいと思います。やはり現在、全国的な流れではありますが、人材の確保について、ここ数年、一般行政の採用職員の試験にしても、令和4年度の前回行われた試験、令和3年度も大和村内において2桁いかない受験者数となっており、大島本島内においても近隣の市町村では2名しか受験者がなかったと、大きな人材育成の確保に大変苦慮しているところでございまして、その間、また特に有資格者、さまざまな資格を有するものに対しても、なかなかその確保が難しいというところもございまして。ですので、このたび大和村としましても、一次募集は同日時といいますか、大島本島内で同じ日に行政の採用試験が行われるところではありますが、また年明けですね、二次試験を、二次試験といいますか、二次募集をかけた上で、新たな他の市町村で受験して、なかなかできなかった、通れなかった人たちも、今回、二次試験のほうで採用受験いただけるのかなと、過去にはそういった中で救急救命士2名、資格を有する者が2名採用できたという事案もございまして、そういったところも考慮しながらですね、今後、人材の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

残り5分です。

○5番（藏 正君）

時間もなくなってきたんですが、やっぱり一つはですね、保育士、これは臨時職員も含めての考えと聞いてもらいたんですが、やっぱりその賃金、賃金については、やっぱりどうしても臨時職員の場合は特に魅力を感じないんじゃないかなと思われるんですよ。私が知っているだけでも、自分の後輩の娘さんなんか保育士の資格を持っている、鹿児島で勤務している方とか、何名か知っています。だけど、その方々が大和村に帰って来てまで保育士をしたいと思っているかどうかということですよ。将来、大和村に帰っても、それと賃金の面と、もう一つ、なるほどと思ったのが、大和村で保育士として採用されたときに、ずっと保育士、さっき言った再任用の方々も、ずっと保育士をしてきて、今も保育士。なのでそのキャリアプランというんですか、保育士で入ったけども、保健福祉課の次長になったり、課長になったりとか、そういった事例がないもんだから、さっき言った権限者というか、その中間の保育全般を見れる人材が育っていないというのは、そこにも一つの課題があると思うんですよ。だから、その保育士の処遇について、ちょっと改善を図るべきだということは提言しておきます。

もう一つ、ちょっとお聞きしたいのは、物的資源というか、施設の広さとかいうのがあって、特に0歳児保育の場合は、1人3.3㎡というのがあるんですよ。それはまず簡単に答えてもらいた

いんですけど、分校の場合は、そこはもう満たされているんでしょうか。今、15名受入体制の中で14名が来ているというんですけど、その辺は大丈夫なんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まず、賃金のことについてですけども、会計年度職員につきましては、近隣の市町村とも比較をすると、決して低いということでもなく、その辺も考えて調整をしておりますので、そこは言えるのではないかとことと、昨年度処遇改善をいたしまして、月額約6,000円程度、平均ですね、上がっております。また、今年も賃金改定がありますので、多少上がっていくことと、あと今年10月から共済組合というのを加入していただいておりますので、福利厚生の方につきましても処遇は以前と比べるとよくなっているのではないかと考えておりますので、改善に向けては引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

それから、ずっと保育士かということでしたけれども、決してそういうことが決まっているわけではなくて、保育士であっても庁舎内で勤務をするということでございますので、キャリアアップが決まってないということとは言えないのではないかとこのように考えております。

あと3点目、広さについてですけれども、分校につきまして、保育室を含めて定員は15名としておりますけれども、実際は19名まではありますけれども、余裕をもって15名ということであらうたっておりますので、広さ的には十分クリアをしているということでございます。

○5番（藏 正君）

今、決まりの中での体制は整っていると見られている部分でも、また保育士にとってみたら、ちょっと不満が残っているところがある。もしかしたらそれは人数的な余裕がないことだったりするのかもしれないので、今後ですね、大和村の今のニーズが変わっているというか、昔は安くで預けられたらいいというへき地保育所だったかもしれないませんが、今このへき地保育所に対しても、少しでもお金を払ってでも、もうちょっといい対応をしてほしいと願っている方々も結構出てきておりますので、ここで前から言ってけど、与論にあるはれるやこども園なんかは、すごくでかくて、大成功事例なんですけど、そこまでいなくても、大和村はこんな保育所を目指していくんだということについて、やっぱり先進地視察も含めて、村長とか、担当課長あたりは視察なども行くべきじゃないかと思っておりますけど、その答弁を求めて質問を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

時間ですので、これで5番、藏 正君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。3時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

-----○-----

再開 午後 3時43分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3番、重信安男君に発言を許可いたします。

○3番（重信安男君）

皆さん、こんにちは。それでは、通告に従い、最後となりますが、一般質問を行います。

1点目に、大和村民間マンション誘致についてですが、6月議会最終日にて当局より計画についての話がありました。とっても良いことだと私も思い、賛同をいたしました。ですが、9月議会でも応募結果、家賃補助についても報告がなく、村民に聞かれても答えようがない。私は最初から応募のやり方が間違っていたのではと思いますが、当局の答弁を求めます。

2点目に、漁業振興について伺いますが、奄美漁協大和支所として運営をされていますが、前任の職員が急遽退職をしたため、現職はまだ日が浅いこともあり、一人でとても苦勞されています。最低でも小売り出荷燃料給油等については補助的要員はできないか、当局の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、自席にて質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、重信議員の御質問にお答えいたします。

1点目の大和村民間マンション誘致事業についての御質問でございますが、当該事業につきましては、議会の皆様への5月30日の議会臨時会閉会後に事業概要、公募内容等について御説明をさせていただきました。その後、一般公募を行い、7月8日に事業者選定審査会を開催し事業者を決定、8月30日に大和村政策住宅整備誘致に関する協定調印式を開催したところでございます。公募の状況としましては、応募事業者は1者でございまして、審査会において事業者によるプレゼンテーションを行い、審査の結果当該マンション整備誘致事業者として決定をいたしました。公募結果につきまして、議会に対し御報告をしなかったことに関しましては、我々も説明不足があったと深く反省をしております。今後は、事業経過等につきましても議会へ御説明をさせていただき、御理解をいただきながら村の振興に向け事業を進めていきたいというふうに考えております。

つぎに、2点目の漁業振興についての御質問で、職員の体制についての補助的支援についてでございますが、本村におきましては、漁業振興を図るため村単独で漁業用燃料、漁具購入、水揚げ出荷に対し助成を行う水産振興助成事業を実施しており、これまで正組合員だけだった助成対象者を、令和4年度から準組合員まで拡充したところでございます。また、離島漁業再生支援交付金によりまして、漁場の生産力の向上や漁場の再生に関する取組等を行うまほろば大和漁業集落の活動を支援しているほか、平成30年度には地域振興推進事業によりまして、水産物加工施設いしょむん館を整備し、本村の水産振興、ひいては漁民の所得向上を図る取組もしているところでございます。本村の漁業振興のためには、まず大和支所と奄美漁協との連携を強化することが必要であると認識をしているところでございまして、そういう中で奄美漁協が行うべきこと、そしてまた行政が行うべきことがあるかと思えます。議員の質問にございました補助的支援についても、奄美漁協の対応を見ながら、我々も対応させていただければというふうに考えるところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（重信安男君）

今、村長から答弁もらいまして、全面的に協力するような形に私は聞こえたんですけど、ありがとうございます。

その9月議会での報告が、私は総務課長に確認をしまして、9月議会最終本会議では、そのマンションのですね、説明があるんですよと言ったら、最終会議でやりますということを知っていたんですよ。ですよ、課長ね。私、課長のところに来て確認しに行きまして。だけど、本会議が終わっても説明がなくて、私はもう議会にはもう、村長、先ほどは申し訳ないと言っていましたけど、議会には報告しないでもいいんだという形で行政が思っているのかなと、私はそういうふうにとったんですよ。だから、ちょっと軽視してるんじゃないのって、それも最終本会議のときにちよくちよくちよくいろいろな議案を持って来て、提案を持って来るものですから、ほかの議員さんからもですね、もうやっぱり早めに、最初に言うべきじゃないのということを指摘はされていると思いますので、その点はちょっと、行政もこれから先はですね、何かあるときには早めに我々議員にもいろいろとそういう提案なり、報告なりをよろしくお願いいたします。

私はその応募の仕方もですね、6月6日から6月28日だったですよ、期間が。20何日間だったと思うんですけど、それは大和村のホームページで応募したということで、やはりこういう大事なことはですよ、見る人は見るんですけども、そういう専門的にやる建築会社とかは見ないと思うんですよ。だから、そういうのはね、やっぱり新聞等に広告を載せたりとかですよ、やっぱりそういう関連の業者に声をかけて、企業に、こういうことを大和村で考えていますけど、どうですかと。そういうのを前もってやらないと、私が思うには、もうほら、1社しか応募がない。20日ぐらいの期間ですよ、最初もらった、この、何ですか、計画案とかですよ、いろいろ見てますけど、これが20日間ぐらいでできます、図面書いたり、平面図書いたり、調査をしたり、予算を組んだりとか、いろいろあると思うんですよ。できないと思うんですよ。だから、今もどの業者が入っているか、看板を見て、私なんかもほら、当初、分からなくて、新聞等で気付いたんですよ。だからもう、何と言うんですかね、もうちょっと説明不足というんですかね、応募の仕方も私はちょっとどうかなって、本当に内心想っています。もうちょっとやっぱり、そうすれば今、もらっている金額等とかもですよ、これ、確定ですか。あくまでも概算家賃であり、変動があると書いているんですけど、これ、変わっています、そのままですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

当初、議会の皆さんにお配りいたしました書類に関しましては、ある程度固まった形で、そういった内容で事業者を募集させておりますので、それがほぼ確定だというふうに考えているところでございます。

○3番（重信安男君）

これで本当に確定なんですか。私は、皆さんもネットとかで調べれば分かるんですけど、これ、名前を言っているんですかね、ユーミーハウスさんです、この元請けというのは。

○企画観光課長（早川勝志君）

ユーミーマンションさんではないです。その代理店と言いますか、そういった会社の奄美市の会社のほうになっております。

○3番（重信安男君）

奄美市の会社、当初、このとき説明があったとおり、大和村に営業所のある大和村の業者と提携を組んでやると言っていますが、看板を見てもその大和村の業者の名前も載ってないですよ、この看板にも。それはまたどうなっていますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

私どもに、まず提案の際に、プレゼンの際とか、提案の際とかに出していただいた書類の中には、大和村の会社が協力会社というふうに明記がされているところでございます。

○3番（重信安男君）

その業者は大和村内の業者が入っているんですか、本当に。

○企画観光課長（早川勝志君）

私どもの募集の際に、先ほども申し上げたんですけど、募集の際に大和村の会社と協力体制を取ることという形で、こちらのほうは要綱を作成しまして、それに対して募集をかけているところでございまして、その提案の中には大和村の会社が名前があったというところでございます。以上です。

○3番（重信安男君）

私はまた共同企業体を組んで、その大和村の業者にも、その建物の中の予算ないから仕事をして、幾らか来るだろうと、業者にもという考えだったんですけど、もうその2社だけに任せて、ただ建て前的に地元業者が名前が入っているというだけですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

私どもが今回募集をかけた際にですね、いわゆるJV、共同企業体という形ではなくて、協力体制を取るかという形で募集をかけさせていただいていますので、今回は共同企業体ではなく、協力体制を大和村の業者と取っていただいたという形になっております。

○3番（重信安男君）

そしたら、大和村の業者には何もメリットがないということですか、その業者に。それはちょっとおかしいんじゃないですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

あくまでも大和村の会社も協力していただくということで、大和村の会社にもそれなりの何と言いますか、配分というか、仕事が発生するというふうに私どもは考えております。

○3番（重信安男君）

その内容的なものは、こういった仕事をするとか、入って来るものとか、そういうのはもう分かっているんですか。今からそういう話がくるということですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

具体的に、例えば何の仕事をしていただくとか、そういった形は入っておりませんが、私どもとしては協力すると、それは何らかの仕事が発生するというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○3番（重信安男君）

それでは、あとを期待して、私もまた見守りますけども。それじゃ、ちょっと今度家賃助成についてちょっと伺いますが、当初、これは8万4,000円ですよ、そのうちの5万6,000円が入居者が手出しする分、2万8,000円が大和村が助成する分ということで、結局、この8万4,000円という金額なんですけど、私、ちょっと調べたら、奄美市の和光町とかですね、それから龍郷町、国道沿いの施設のいっぱいあって立地のいいところ、条件のいいところが6万8,000円とかになっているんですよ。私はもうその関係、入っている業者はユーミーさんとかしか私は思っていないけれども、何であんな立地の、空港にも近い、奄美市にも近い、立地のいいところが6万8,000円、奄美市の和光町がね、7万5,000円。ちょっとこういう言い方は悪いんですけど、大和村はそれをまだ奥に入った遠いところですよ、まだ。そこで8万4,000円。普通だったらですよ、安くなるんじゃないですか。5万幾らとか、普通だったらですよ、1万ぐらいね、龍郷町よりも1万ぐらい安くして、そうすれば、大和村も助成する必要もないし、もし助成したとしても入居者も負担も少なくてすむ。何でこう金額が最初の当初のこの金額のときに、そういう交渉とかしなかったんですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

まず、本来の家賃、この8万幾らの家賃の設定なんですけども、今回の私どもが計画しているこの住宅に関しましては、30年後に本村に引渡し、無償で引渡しいただく。いわゆる30年間で向こうのほうは家賃を回収といいますか、その辺をしていただくという形と、その30年間のある程度管理を含めた形で計算しておりますので、通常の半永久的に持っていただく、オーナーが持っていただくユーミーマンションとかとは、若干金額が変わってくるかと思っています。

○3番（重信安男君）

やはりそれはおかしいと思うんですよ。また、大和村が空室になった場合、その遺失分はまた大和村がお支払しますよというふうに載っていますけれども、やはりその家賃補助にしろ、空室補助にしろですね、大和村の税金で、皆さんの税金から自主財源でいくお金ですよ。私、それはちょっと、家賃助成は分かりますよ。空室になったときに、何で大和村が払わないいけないんですかという、それがもう不思議なんですよ。それは向こうからの提案ですか、それともこっち側からのあれだったんですか、行政からの。

○企画観光課長（早川勝志君）

空室補償に関しましては、やはり30年間のトータル的な運営のコストといいますか、建築コス

ト、運営コストを比較しまして算定するにあたり、どうしても空室が多く発生してしまう場合は業者さんといいますか、契約者さんのマイナスが多く発生してしまうということから考えまして、相手先と検討した結果、空室補償を実施するという形で私どもは検討した結果です。

○3番（重信安男君）

いや、やっぱりその空室分だけはですね、今までユーミーさんなんかやっている経営管理を見てみれば、やっぱり代理店が空室になった場合は、その会社の代理店が補填をするということはずっと聞いてきたんですね。それが当たり前じゃないんですか。その空室の助成、もしですよ、ハナハナさんの従業員さんが来なかった場合、全員ですよ、10人。5人来たとして、あと空室分、8万幾らですから、全部税金で補うんですか。空室にならないように募集をかけているというのを聞いていますけれども、分からないですよ、先のことは。空室だけの補助だけはですよ、ちょっと業者と話をして、ちょっと見直してもらおう。家賃もですね、せめてですよ、龍郷、名瀬と同じぐらい、名瀬じゃなくて龍郷と同じぐらい6万8,000円ぐらいにしてもらおうような交渉はできないんですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

まず、空室補償の関係でございますけれども、基本的に先ほど議員がおっしゃったとおり、空室はなかなか発生しないものと、私どもは考えておるところでございます。例えば、発生した場合に、グレイさんと今交渉中でございますが、グレイさんのほうにお支払いいただくか、村のほうで負担するかとかいうのも含めて、今検討している最中でございます。先ほど申し上げました家賃に関しましては、やはり先ほど申しましたとおり、30年間という通常のユーミーマンションさん、普通のマンションさんと違って30年後には大和村のものになるという考えからの家賃の設定でございます。これをちょっと動かすのは難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○3番（重信安男君）

いや、30年後30年後とずっと言っていますけど、その30年間、本当に従業員が住むかも分からないんですよ。1年おって、もう嫌だと帰る人もいるかもしれないし、だからもう30年、30年とこだわらずにですよ、その間、業者と打合せをして、もうちょっと、行政も今厳しいからと、相談だけど、こうできませんかということぐらいは言えるんじゃないですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

先ほどその30年と申し上げていますので、30年後には私ども、その財産がですね、村のものになると、まずそれが第1点でございます。それと30年間の維持管理費に関しましても、その会社に、今現在請負っている会社にですね、協定を結んでいただく会社に持っていただく、その辺を根拠にした形が現在の家賃設定になっておりまして、通常の民間マンションとかとは、若干異なる形になるというふうに、私どもは解釈しているところでございます。

○3番（重信安男君）

私はもう本当に、家賃補助はいいとしても、その8万4,000円の家賃もあと1万ぐらい下げてほ

しいですし、空室の家賃はできればもう払いたくない。村民も納得しないと思いますよ、村民みんなに聞いたら、これを。ただ知らないだけです。私なんか、これ聞かれるから、何が建つので聞かれるんですよ。そしたらもう答えようがなかったからですよ。はっきり決まっているかも分からないし、報告がなかったから、いや、まだはっきり聞いていませんから、ちょっと分かりませんねと、工事は動いているがねと、動いていますから、それ、ちょっと今度議会でお聞きしますのでということで、私もほら、今回こうね、質疑をしているんですけども、答えようがないです。もしそれを言ったら、村民は多分みんなえっ、何でって、そういうふうな形にしかならないんじゃないかなと思うんです。ある程度まだ下げればですよ、そういう話でうちらも実際こうだったんですけど、それよりも少しは下がっていくぐらいになりましたので、将来30年後には大和村のものになるんです。30年後といたら、やっぱり海の近くですから、塩害ですから、すごいですから、やっぱりぼろぼろではないんだらうですけど、あちこち痛んでくると思うんですよ。あそこ、一番当たるところですから、塩害で。だから、そういうのも考えてですよ、業者は30年で大和村に譲りますというのはですよ、それが30年後から、今度は補修をするという金額を考えれば、やっぱりそれも交渉にですよ、少し、もう少し下げられないですかという交渉はできるんじゃないですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

現在、全てで政策住宅に関しましては、1回目の協定が実際に済んでござりまして、だから、金額を動かすのはですね、大変難しいことというふうに考えています。ただ、私どもは先ほどどうしても空室補償とか、家賃の差額補償というのがお話があったんですけども、私どもとしては、やはりその住宅にですね、村外から約11世帯の方が入っていらっしやって、その方の住民税なり、建物の所得税、建物の固定資産税、ましてや法人税、その他に等々換算した結果、その差額も全てですね、その住民税等で補填できるという考えから、その家賃の設定もされておりますので、その辺はなかなか今後でもですね、こういった形で進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○3番（重信安男君）

協定で決まったと言えればそれで終わりかもしれませんが、ちゃんともう今からですよ、村民にはちゃんと説明できるようにしないと、村民は納得しないと思いますので、その点はよろしく願います。

それと、ちょっと建設課長にお聞きしますが、民間工事ですよ、これは。ということは公共工事と違って、安全対策とか、そういうのはやっぱりやるんですよ、その公共工事と同じように。どうなんですか、それは、関係ないんですかね。

○企画観光課長（早川勝志君）

私どもの企画観光課が関係する工事なので、私のほうから返答させていただきます。基本的に民間工事でありましても、やはり安全対策、労働者の安全対策を含めてですね、やっていかなきゃいけないというふうになっていると思います。

○3番（重信安男君）

課長は何回か見に来ていると思いますけども、私もある程度は公共工事のそういう安全管理とかも、ちょっと勉強しましたから分かるんですけど、看板一つ、立っていないんですね、集落内に。看板もない、誘導員もつけない、防護柵なんかも、子供なんか、いつでも入れるような防護柵、そこで近くで大きな重機やダンプ、10tダンプとかですよ、ぼんぼん走っている。近くには公共住宅があって、小学生、保育園児もいる。全然その安全対策がなっていないと、私は思うんですよ。それ、どう思います。

○企画観光課長（早川勝志君）

私のほうで確認、現場を確認させていただいてですね、まず、看板につきましては集落の3カ所程度、工事現場とですね、入口2カ所程度に看板がついているのは確認させていただいています。工事看板も装丁しています。現場事務所も同敷地内に設置してあるのも確認しております。ただ、先ほど言われました防護柵、防護柵をするかどうかという判断がですね、私、ちょっと分からないものですから、その辺は現場をもう一回再度確認してですね、もし必要であれば現場に設置の、業者さんに指導の設置のお願いをしたいというふうに考えております。私どもが発注している工事では、直接の工事ではないものですから、もちろんお願いというベースになるんですけども、そういった形でさせていただきたいというふうに考えております。

○3番（重信安男君）

今、基礎的な床掘とか、いろんなのが終わって鉄筋組かなんかやって、型枠か、やっているんですけども、以前は10tダンプが2、3台来て、この小さな道路を、細い道路を走っているんですよ。もう壁ぎりぎりですよ。村民の方はびっくりするんですよ、ああいう大きいのが何かも行ったたり来たりして通っていけば。やっぱり足の不自由な人もいますし、だから、自分にいつまで大きい車、通るのというから、いや、まあ、分かりませんと言って、だけど、終わり次第、多分、あと少しで終ると思うんですけど、という話はして、もうしばらくね、我慢してくださいと言ったことはあるんですけど、本当に、何と言うんですかね、安全的なことに対して、全く民間だから、大和村だから、大和浜だから、だれも苦情を言う人もいないだろうし、そんな考えでしか私は見ていません、その監督さん。中村建設さんですか。もう名前書いていましたよ。私は1回、それとですね、企画課長に来てもらったんですけど、赤土流出しましたよね。赤土を掘って、そのまま側溝から海にどんどん流しているんですよ。私なんか、もう何これと思って、びっくりして、周りの人も何でって、すぐ課長に連絡取って、見に来て指導してもらったんですけど、やっぱり、そういうことを平気でやる。だから、もうちょっと大和村の地域にね、配慮してですよ、やってほしいのに、そういう指導とかは行政がやるんですか、それとも労基ですか、どこがやるんですかね。

○企画観光課長（早川勝志君）

まず労働者の安全上の安全対策、労働者、現場に関しては労働基準監督署が指導権限を持っているかと思いますが。赤土防止対策、流出防止対策に対しては市町村、もしくは大島支庁、環境省が

対応するというので、今回の事項は赤土の流出につきましても、大島支庁、環境省と横の連絡を取りながら業者へ私どもの指導をしたところでございます。今後、先ほどもおっしゃったとおり、大型車両の通行とか、発生する場合はですね、注意をするように、再度こちらのほうから事業者等に、またお願いというベースになるんですけども、させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○3番（重信安男君）

ぜひですね、何かあっては遅いですから、やっぱり子供たちなんかも、やっぱりね、好奇心で中に入ったり、小学生、保育園児ですので、海の近くのアそこには遊びにいっぱい子供が来るんですよ。やっぱり入って、万が一のことがあったら大変ですので、そういうことだけは厳重に注意、注意というか、安全対策だけはもうちゃんとしてくださいと、そういう苦情が来たと言ってもいいんですよ、もう。そう議員さんから言われましたと、ちゃんとしてくださいと言って。そうしないと仕事をしづらくなってきますから、どんどん。当たり前のことをやればいいんですよ。当たり前のことをやらないから言われるわけであって、それだけちょっときつくよろしく御指導のほどをお願いします。

そしてもう1点なんですけど、村有地、工事の事務所とか、トイレを置いたり、車を置いたりとか、機械のバックホーとかを置いたりとかしている土地がありますけど、あれはもちろん使用というか、占用許可証を取って使用料ももらいながらやっておるわけですよ。

○企画観光課長（早川勝志君）

そちらの件もですね、私どもに相談がありまして、向こうの管理をしているのが総務課になりますので、総務課を紹介いたしまして、総務課から行政財産の使用許可という形で許可をいただいて、場所を借りているというふうにお伺いしております。

○3番（重信安男君）

その使用料等もちゃんといただくわけですよ、もちろん。

○総務課長（政村勇二君）

この行政財産、普通財産の貸し付けに関しましては、行政財産等に関しては、その事業本体の内容、例えば県工事であったり、村が直接発注するものでないものに関しましては使用料を取っております。ただし、村が関連する観光振興であったり、そういったものに関しては免除という形を取っておりますので、今回は免除という形でなっております。

○3番（重信安男君）

観光事業だったら免除なんですか、どのほかの村民の観光をやっている事業者は。

○総務課長（政村勇二君）

観光事業は一つの例でございまして、村が発注する工事等における例えば行政財産等において、直接的なものに関しましては、その地元業者からの占用が出た場合には、その都度、例えば集配工事で普通財産を借りたいということであれば、そこは申請を出さした上で許可をしますが、免除し

ているところでございます。

○3番（重信安男君）

そうやって協力してやればね、今入っている業者なんかもありがたいんですよね。村民が負担しているわけですから、その分。下水道関係もそうですよね、住民税務課長。何か、トイレから何か、つないでいるのを見ましたけど、それもただでやっているわけですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

すみません、それは仮設トイレのことですか。

○3番（重信安男君）

中のほうに大きくパイプを入れてこうやっていますから、あそこは下水道があったところですから、そこにつないでいるんじゃないかなと、私は思ったんですけど、それ確認です、私のはっきりは分かりません。

○住民税務課長（池田浩二君）

すみません、私も現場を確認しておりませんので、またそれは確認はしたいと思います。

○3番（重信安男君）

それちょっと確認して、また報告してください。

そして、じゃ、次に漁業振興について伺います。漁業者の少ない大和村で、燃料補助やら、いろいろ漁具購入補助、大和村はよくやってされていると思います、私も。もっとですね、だけど漁業に関して関心を持ってくれる人も増えてくればいいですけど、なかなかね、やっぱり安全な仕事でないわけですから、なかなか増えないですね。レジャー関係は結構増えたとしてもですね、漁業関係がなかなか増えない。そこで、私もね、ほかの漁業者も天気を見ながら、やっぱり海に出ますので、なかなかですね、タイミングが合わないんですよ。大和支所は職員1人しかいないんです。休みも決まっています。だから、職員に無理して出させた休みなのに、呼んで氷を入れてもらったりしたこともあります。だから私としても心苦しいんですよ。休みなのに。職員もですよ、休みなのに電話くるんじゃないかなとか、もうほら天気が良ければ。心配してストレスになっているんじゃないかなと、やっぱり思うんですよ。だから、そこでちょっと合同ひらとみという会社がありますがね。そこには水産業とかは入っていましたっけ、課長。

○産業振興課長（郁島武正君）

水産とは直接関わりありませんが、販売商品の中に水産物も置いて販売はしております。

○3番（重信安男君）

それは漁具購入とか、そういうだけですよ。漁具購入を、何ですかね、もう一度お願いします。

○産業振興課長（郁島武正君）

合同会社ひらとみの中で、水産関係といえば、本村で獲れた水産物を漁業者の方が持ってきますので、それをほかの商品と同じように販売して、まほろば館でも置いていますけども、ひらとみで

も置いて販売しております。

○3番（重信安男君）

そういう水揚げされたものを加工したものを販売したりとか、それだけしかできないと。私です、言いたいのは、やっぱり農業分野で言えば、肥料を置いて、肥料を売ったり、農業者にやっていますよ。肥料がなければ農作物はできません、うまく。漁業もですよ、氷がなければ海に行きたくないんですよ、鮮度が落ちますから、釣ったって。だからもう、何というんですかね、今の職員が休みのときにあつた場合とか、そういうので補助的に氷を入れてあげたりとか、燃料を入れてあげたりとか、そういうことができれば、職員も自由に休みは休み、ゆっくりと気にせず過ごせる。ですよ。そういう全体的に漁師にあつたことをやっていかないと、漁師はもう増えないと思います。私なんか氷がなければ絶対海に行きたくないんです。魚を釣りたいもない。だから、何とかです、合同ひらとみの中に氷と燃料だけでもですよ、入れて、それは毎日と言いませんよ。その奄美漁協の職員と打ち合わせをして、休みのときとか、もし何かあつたときには職員が行ってやりますよという体制が取れないかなというお願いですよ、私は。

○産業振興課長（郁島武正君）

漁協だけではなく、商工会、JAとあります。漁協もその3団体とも以前は大和村漁協であり、大和村商工会であり、大和村農協でありました。それがそれぞれ合併しまして、その関係で当時は複数いた職員が、商工会も今1人、農協は今なくなりましたが、最終的には1人でした。漁協も今1人。それは運営母体である上の団体の経営方針でそうなったものかと思ひまして、商工会にしても、JAにしても、役場が人的支援をしたことはございません。漁協に対しましても、今議員のほうからひらとみでというようなことがありましたが、ひらとみも土日は休んでおります。あの場所で平日に軽油が地下にタンクがあつて、氷も大きな製氷機があつて、氷もあれば、それは販売することは可能かもしれませんが、今の施設で休みのたびに呼ばれて、あそこに行くというのが、重信議員が心苦しいと言つたのと同じ現象が、今度私にも来るのじゃないかと思ひます。

○3番（重信安男君）

そうなんです、だから、そういう現実があつてです、本当にお互い海に行きたいときに行けない。漁業者はですよ、そういう局面がやっぱりあるわけですよ。だから、そこを何とかです、うまく連携してですよ、できないかなというのを、今、燃料もです、燃料を入れたいんですけど、50ℓ入れて、100ℓ入れてと入れに来ませんよ。300ℓ以上じゃないと来ませんと言いますから。そんなにあれば、燃料もう5万ですよ、300ℓ入れれば。そんな状態であればですよ、せつかく漁協の中にそういうタンクがあるわけですから、100ℓ入れたいと言つて、入れられない。だから、そういう現実があるんですよ、今漁業の中には。だから、免許を持たれている方が、以前相談もしたんですけど、何人かおられますので、その方に奄美漁協と行政とで行つてですよ、話をして、こういう免許を持っている方がいるから、燃料を入れるように協力できませんかと、その間だけでいいですよ、夕方でもいいですし、3時から5時の間とか、2時間だけとかですよ。そういう体制

を取れば、本当に漁業としてもやりやすくなるんですよ。氷も一緒ですけどね。これもやっぱり夕方入れるかしかないんです。月曜日に海に行きたいというときに、天気がいいと、我々も天気を見ながらじゃないと海に行けませんので、月曜日天気がいい、海に行こうと、朝早く4時頃起きて。もう土曜日の昼には氷入れておかんと、土日経って、もう月曜日に行くわけですから、その間、溶けたりもするんですよ。冬場はいいんですけども、夏場なんてもう半分ぐらい溶けるでしょうね。そういうところをちょっと連携してですね、もうちょっと漁業、ほかの漁民の方もやっぱりそう思っていると思いますので、もうちょっと真剣にですよ、漁業に対して、水産業に対しても取り組んでほしいんですよ、行政に。

○村長（伊集院 幼君）

漁業のみなさんが困っているということは、我々も今聞いて理解をするところでありましてけれども、我々はその奄美漁協に話すんじゃなくて、漁民の皆さんが困っていることを奄美漁協で解決してもらって、それでできないことを行政にお手伝いできないかというのが私は筋だというふうに考えています。JA奄美はもう撤退したことによって、誰もする人がいないから、我々ひらとみで受けて、村民が困ることになったらいかんだろうということにさせていただいています。ですので、やっぱり今の状況が、やっぱりしっかり奄美漁協さんに私は大和支所から伝えてですね、そういう改善を、やっぱり一応声を上げてもらうのがいいのかなというふうに思っています。村は何もしないじゃなくて、我々は漁業者の支援はしていこうという考えは持っておりますので、やっぱり大和村の漁業者が、そういう困っていることを、やっぱり漁に行けないという困りごとにはですね、やっぱり声を出してですね、やっぱりいくことが今後、行政が先に動くんじゃなくて、漁民の声を奄美漁協さんに伝えてですね、それでそういうことを我々が聞いて解決していくということになっていくんじゃないかというふうに思いますので、我々もしっかりそのことは受け止めて、また機会があれば話は受けたいというふうに思います。

○3番（重信安男君）

漁協のほうからですね、本所のほうにそういう話も職員からしていただいて、燃料も入れに来てほしいとか、いろいろ相談させているんですよ。向こうのほうは全然そういう、動いてくれないもんですから、大和支所はもうかわいそうなんです、本当に。だからそうやって、私はお願いさせています、村長。だから、行政からもちょっと一言、こういう相談が漁民からあるんだけどということ聞けば、向こうもちょっと動いて、そうやってくれるんじゃないかなと思ってるんですよ。そこだけですかね、私は思っていることは。

それとですね、最後になりますけど、燃料補助、大変助かっておりますが、準組合員、正組合員、平等にですね。燃料の免税もそういうのもいろいろとやっていただいて、漁業としても助かっているんですけども、何と言うかですね、私が知っている漁業者が年間で100万ぐらい燃料を使うそうです。それをいって、そうだろうなと私も思っていますが、私は100万使いませんが、私自身も70万ぐらいは使いますね。だから、これはもう私のわがままかもしれませんが、本当の漁

師、漁業で生活している方に対してはですよ、特例としてですよ、燃料助成ももう少し上げること
はできないかな、増額できないかなと思っているんですが、それは正組合と準組合とどういう対応
を取るか分かりませんが、やはり準組とか正組でも、その上限の5万という助成金を使わないで
ね、いる方もいるんですよ、年間。使う人はもうね、何十万、何百万、使っている差がすごくで
すね、それはちゃんと特例で見てもらえるようなことはできないか、これはちょっとお願いなん
けど。

○産業振興課長（郁島武正君）

漁業に関する助成ですが、村長の答弁にもあったように、令和4年度から対象者を正組合員から
準組まで広げた部分もあります。令和5年度、今編成中ではありますが、肥料の助成が全員一律であ
ったのを、栽培面積で肥料を使う量が違うもんですから、栽培面積で助成を受ける購入袋数を最高
40袋までとかいうふうにしましたので、燃油についてもそのようにすべきだろうというような話は
しております。漁業者からも聞いておりますので、令和4年度、5年度に向けて燃油の助成に関し
ては、出漁回数とか、漁業所得とか、いろんな条件があるかと思しますので、その辺を決めて少し
改正したいと思っていますところであります。

○3番（重信安男君）

今、本当にうれしい答弁を聞いてですね、ぜひ来年5年度からなれるように、そうすれば漁業者
も大変助かると思いますので、ぜひ早く実現できるようによろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで3番、重信安男君の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしま
した。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思ひます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして令和4年度第4回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 市 田 実 孝

大和村議会議員 前 田 清 和